

第百三十一回国会
衆議院

政治改革に関する調査特別委員会議録 第六号

平成六年十一月二日(水曜日)

午前十時五十分開議

出席委員

委員長 松永 光君

理事 大原 一三君

理事 古賀 誠君

理事 笹川 堯君

理事 前田 武志君

理事 逢沢 一郎君

理事 片岡 武司君

理事 川崎 二郎君

理事 齊藤斗志二君

理事 桜井 新君

理事 山本 有二君

理事 青山 二三君

理事 伊藤 達也君

理事 太田 昭宏君

理事 北橋 健治君

理事 鮫島 宗明君

理事 吹田 悦君

理事 茂木 敏充君

理事 大島 章宏君

理事 土肥 隆一君

理事 山花 貞夫君

理事 枝野 幸男君

理事 東中 光雄君

出席國務大臣

内閣総理大臣 村山 富市君

自治大臣 野中 広務君

国家公安委員会委員長 野中 広務君

出席政府委員

内閣法制局長官 大出 峻郎君

内閣法制局第三部長 阪田 雅裕君

警察庁刑事局長 垣見 隆君

委員外の出席者

法務省刑事局長 則定 衛君

自治政務次官 小林 守君

自治省行政局選挙部長 佐野 徹治君

議 員 中川 秀直君

議 員 三塚 博君

議 員 山崎 拓君

議 員 保岡 興治君

議 員 前原 誠司君

衆議院法制局第一部長 早川 正徳君

衆議院法制局第一部長 郡山 芳一君

大蔵省理財局次長 沖津 武晴君

自治大臣官房審議官 谷合 靖夫君

自治省行政局選挙部選挙課長 大竹 邦実君

自治省行政局選挙部管理課長 山本信一郎君

自治省行政局選挙部政治資金課長 鈴木 良二君

特別委員会第二調査室長 田中 宗孝君

委員の異動

十一月二日

辞任

櫻井 新君

小沢 一郎君

太田 昭宏君

吹田 悦君

冬柴 鐵三君

小森 龍邦君

補欠選任

山本 有二君

西川太一郎君

福留 泰蔵君

岩浅 嘉仁君

青山 二三君

土肥 隆一君

同日

辞任

山本 有二君

青山 二三君

岩浅 嘉仁君

西川太一郎君

福留 泰蔵君

土肥 隆一君

補欠選任

櫻井 新君

冬柴 鐵三君

吹田 悦君

小沢 一郎君

太田 昭宏君

小森 龍邦君

本日の会議に付した案件

公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)

公職選挙法の一部を改正する法律案(三塚博君外二十九名提出、衆法第二号)

公職選挙法の一部を改正する法律案(保岡興治君外十名提出、衆法第一号)

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案(内閣提出第一八号)

政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律案起草の件

政党の政治活動の自由に関する件

○松永委員長 これより会議を開きます。

ただいまパオ共相国クニオ・ナカムラ大統領御一行十一名の方々が傍聴に見えられましたので、歓迎の意を表しまして御紹介申し上げます。

(拍手)

○松永委員長 政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律案起草の件について議事を進めます。

本件につきましては、第百二十九回国会以来協

議を重ねてまいりました政治改革協議会における合意に基づき、理事会におきまして御協議をいただいたところであり、お手元に配付いたしましたとおり起草案を委員長から御提案いたしたいと存じます。

ここで、起草案の趣旨及び内容の概略について、御説明申し上げます。

議会制民主主義のもとにおいて、政党の機能及び社会的責務はまことに重要であります。また、政党助成法の施行に伴い、同法に基づく政党交付金の交付を受ける政党は、政党交付金を適切に使用すべき大きな責任を負うこととなります。この

ような観点から、本案は、政党の財産の所有、維持運用その他その目的達成のための業務の運営に資するため、一定の要件に該当する政党に法人格を付与するとともに、政党交付金の交付を受ける政党は法人でなければならないこととし、もって政党の政治活動の健全な発達と民主政治の健全な発展に寄与しようとするものであります。

次に、本案の主な内容について申し上げます。その一は、政党の法人格の取得についてであります。

この法律において法人格を取得することができる政党は、政治団体のうち、所属国会議員を五人以上有するもの、または所属国会議員を有するもので、直近の衆議院議員の総選挙もしくは直近の参議院議員の通常選挙もしくはその前回の通常選挙における当該政治団体の得票率が百分の二以上であるものとしたしております。この要件に該当する政党は、中央選挙管理会の確認を受けた上、主たる事務所の所在地において登記することにより、法人格を取得することができることとしたしております。

その二は、法人の設立手続についてであります。

政治改革に関する調査特別委員会議録第六号

平成六年十一月二日

政治改革に関する調査特別委員会議録第六号

政治改革に関する調査特別委員会議録第六号

政治改革に関する調査特別委員会議録第六号

政治改革に関する調査特別委員会議録第六号

政治改革に関する調査特別委員会議録第六号

政治改革に関する調査特別委員会議録第六号

政治改革に関する調査特別委員会議録第六号

政治改革に関する調査特別委員会議録第六号

政治改革に関する調査特別委員会議録第六号

政治改革に関する調査特別委員会議録第六号

政治改革に関する調査特別委員会議録第六号

さきに述べた要件に該当する政党は、名称、目的、主たる事務所の所在地、代表権を有する者の氏名、所属国会議員の氏名等を届け出るとともに、これにあわせて綱領、党則等の文書を提出して、中央選挙管理会の確認を受けることができることとしたしております。

中央選挙管理会の確認を受けた政党は、確認を受けた日から二週間以内に、主たる事務所の所在地において設立の登記をしなければならないこととしたしております。この設立の登記には、名称、目的、主たる事務所、代表権を有する者の氏名及び住所並びに解散の事由を定めたときはその事由を登記することとしたしております。なお、これらの登記事項に変更が生じたときは、変更の登記をしなければならないこととしたしております。

その三は、法人の解散等についてであります。法人である政党等は、任意に解散することができますが、そのほか、党則等で定める解散の事由が発生したとき、または目的の変更その他により政治団体でなくなったときは、解散することとしたしております。

次に、法人である政党がさきに述べた政党の要件に該当しない政治団体となった場合についてであります。このような政治団体は四年間は法人格を失わないこととし、政党の要件に該当することなく四年を経過したときに法人でなくなることとしたしております。この場合において、その団体は政治団体としてなお存続することとし、一切の財産は、整理の手續を経て、当該法人でなくなった政治団体に帰属することとしたしております。

なお、法人である政党等が解散したときは解散の登記、法人である政治団体が法人でなくなったときは法人でなくなった旨の登記、法人である政党等の清算が終了したときは清算終了の登記、法人でなくなった政治団体への財産の帰属のために必要な整理が終了したときは整理終了の登記をしなければならないこととしたしております。

その四は、政党助成法の改正についてであります。政党助成法に基づく政党交付金の交付の対象となる政党は、法人である政党に限ることとしたしております。

以上のほか、法人の管理、清算、登記等について民法及び非訟事件手続法の所要の規定を準用することとし、法人である政党等に対する課税関係については原則として従前の人格なき社団である政党に対する課税関係と同様のものとしたしております。また、この法律の規定に違反する行為に対しては秩序罰としての過料を科することとするなど、所要の規定を設けております。

なお、この法律は公職選挙法の一部を改正する法律（平成六年法律第二号）の施行の日属する年の翌年の一月一日から施行することとしたしております。

以上、本案の主な内容について御説明いたしました。したが、最後に、本案と政党の政治活動の自由との関係について申し上げておきたいと存じます。

政党の政治活動の自由は憲法上保障されているところであり、これがいささかでも制約されることとがなくてはならないことは言うまでもありません。そこで、本案の起草に当たりましては、特に行政権が政党の政治活動に介入することがないよう留意したところであります。第一に、「この法律のいかなる規定も、政党の政治活動の自由を制限するものと解釈してはならない。」との解釈規定を設け、その旨を明文で明らかにしたこと、第二に、法人格を取得することができる政党の要件としては、客観的に明確な基準を用いることとし、具体的には国会議員の数及び国政選挙における得票率としたこと、第三に、政党が行う届け出についての確認は、国会の議決による指名に基づいて任命される委員から成る合議制の中央選挙管理会が行うこととしたこと、第四に、中央選挙管理会が行う確認については、届け出書等の形式上の不備等について行い、いわゆる形式的審査にとどめることとしたことであります。以上の措置によりまして、政党の政治活動の自由は十分に確保することができるものと判断しているところであります。

以上が、本起草案の趣旨及び内容の概略であります。

政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律案
（本号末尾に掲載）

○松永委員長 この際、発言の申し出がありますので、順次これを許します。前田武志君。

○前田委員 政党交付金の交付を受ける政党等に対して法人格を付与する問題につきましては、委員長から冒頭御指摘ありましたように、共産党以外の各党による政治改革協議会において協議をいたしまして、その協議の結果に基づいて、当特別委員会の理事会における協議を経て、ただいま委員長から起草案が提案されたわけであります。

したがって、この起草案について私から委員長に質問申し上げるのは失礼なことと存するわけでございますが、この起草案が法律として成立した場合のことを考えますと、この法律の適正な施行のためには立法の趣旨や各条項の考え方等を明らかにしておくことがぜひとも必要であると考えられます。

そこで、理事会において合意された質問事項につきまして、共産党を除く、与党、自民党・社会党・さきがけ、そして我々改革を代表して、私から委員長にお尋ねいたしますので、恐縮ですが、委員長から順次お答えをお願いいたします。

まず最初に、政党に対する法人格付与法案、当法案がなぜこういう経緯を経て、必要として立法に至ったか、その立法の趣旨についてお尋ねをいたします。

政党に対する法人格付与法の立法趣旨についてであります。御存じのとおり、政党助成法の成立によりまして政党は政党交付金の交付を受けることとなつておりますが、その原資は三百九億円という国民の税金であります。したがって、政党が税金を原資とする政党交付金を受けることに伴って生ずる責任を十分に果たすことができるよう、法的主体としての地位、すなわち法人格を付与することとしたものであります。

つまり、議会制民主主義における政党の機能の重要性及び政党が国民の血税から成る政党交付金の交付を受けることに伴って生ずる社会的責務の重要性にかんがみ、政党が財産を所有し、これを維持運用し、その他その目的達成のための業務を運営することに資するために、政党に法人格を与えることとしたものであります。

○前田委員 次に、政党が法人格を取得するときの手續についてお答えを願います。

○松永委員長 お答えいたします。

まず第一に、本法で定義している政党に該当する政治団体、すなわち政党交付金の交付を受けることができる政党、それは国会議員を五人以上有するか、国会議員を有しかつ前回の総選挙または前回の通常選挙もしくは前々回の通常選挙の得票率が二%以上の政党であります。この政党は、所定の事項を中央選挙管理会に届け出、中央選挙管理会の確認を受けることとあります。

なお、この際、中央選挙管理会は、届け出書類に形式上の不備があるか、または届け出書類に記載すべき事項の記載が不十分であると認める場合には、提出者に対して説明を求め、または文書の訂正を命ずることができ、あくまでも届け出書類を客観的、形式的に審査し、不備がない限り受理することとしております。

次に、中央選挙管理会の確認を受けた政党は、主たる事務所の所在地を管轄する法務局において、確認を受けたことを証する書面を添付して、所定の登記事項を掲げ、登記することによって法人となることとすることとなっております。

要な整理が終了した場合には、整理終了の登記を行うことになっております。

法人である政党名で登記してある財産については、なお存続することとなる法人でなくなった政治団体へ所有権が移転することになるので、当該法人でなくなった政治団体が所有権の管理を委任した者への所有権の移転の登記を行うこととなります。

○前田委員 いわゆる法人格付与法案における民法の法人に関する規定の準用の基準は何か、お伺いいたします。

○松永委員長 お答えいたします。

政党の組織、活動の形態は千差万別であり、そのあり方はまさに政党の政治活動の自由にかかわる根本問題であります。他方、民法の規定は、民法法人の公益性の確保、取引の安全の確保という観点から、その組織、管理、運営等について種々の規定を置いて規律しているところであります。したがって、これらの民法の規定をそのまま法人である政党について当てはめることは、政党の政治活動の自由の見地から極めて問題があると言えます。

そのため、法人格付与法案においては、代表権を有する者に関する規定等政党の行う経済取引についての必要最小限の規定のみを準用することとし、その他の法人の組織、管理、運営に関する規定は、原則として準用しないか、または準用する場合でも政党のあり方に干渉することとならないよう必要な読みかえを行うなど、法人である政党の持つ特殊性にかんがみ、政党の内部の事項や組織の問題等に対して公権力が介入しないよう十分配慮しているところであります。

○前田委員 法人格を取得した政党に対する課税はどのように措置をするのか、お伺いします。

○松永委員長 お答えいたします。

いわゆる法人格付与法案における国税及び地方税の課税関係については、政治改革協議会において既に与野党間で合意されたとおり、基本的には、従前の人格なき社団である政党に対する課税

関係と同様のものとするよう、必要な措置を講ずることとしております。

ただし、消費税の課税については、政党の特殊性にかんがみ、法人である政党については、消費税法九条一項本文の「小規模事業者に係る納税義務の免除」に関する規定、いわゆる免税事業者に関する規定は適用しないこととしたしております。

すなわち、法人である政党については、一、現行消費税法九条一項では、事業者が法人格を取得したときは結果的に二年間免税事業者として扱われる仕組みとなっておりますが、この仕組みを、選挙の結果により政党要件に該当し法人格を取得する法人である政党にそのまま適用するのは適当でないと考えられること、二、政党交付金を受け

る以上、経理能力は十分備わっているものと考えられること、三、消費税の転嫁能力も十分有しているものと考えられること、四、対象となる政党が限定されるので徴税コストも高くないこと等の理由により、一律に課税事業者として取り扱っても特段の支障はないものと考えられるので、そのような措置を講ずることとしたのであります。

○前田委員 政治団体の中で、法人格を有する政治団体とその他の政治団体との間で法律的差異ができることは好ましくないのではないかと思います。また、どのようなようにお考えでありましようか。

○松永委員長 お答えいたします。

この法案は、国民の税金を原資とする政党交付金の交付を受ける政党に対し、その法的主体としての地位、すなわち法人格を付与することにより、政党交付金の交付を受けるに伴う社会的な責務を果たすことができるようにするとともに、一定の要件を満たす政党に対し、経済取引上の便宜を与えるものであります。そのために法人格を付与することとしたものでありまして、それ以外に政治団体の間に殊さら質的差異を設けることを目的とするものではないのであります。

この法律は、一定の資格を有する政党に対し法人格を付与することをその内容としておりますが、将来的に政党法を意図するものではないのかとの懸念があります。その点について御見解を伺います。

○松永委員長 お答えいたします。

この法律は、政党が国民の税金を原資とする政党交付金の交付を受けるに伴う社会的責務を果たすことに資するとともに、政党が行う経済取引の便宜に資するため、政党が行う経済取引の便宜を意図するものではありません。

○前田委員 終わります。ありがとうございました。

○松永委員長 次に、東中光雄君。

○東中委員 政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律案の起草案について、私たちは、この法案は、憲法違反の政党助成金を支出する以上、政党交付金を受け取る側の責任の所在を明確にする必要があり、法律上の能力がなければならぬとして、政党交付金を受ける要件を満たす政党に法人格を付与するというものだと思えます。同時に、法人格の取得を政党交付金を受け取る政党の要件に加えるように政党助成法を改正するものであります。

本来、政党のような有力な社会的存在に法人格が与えられないことが不合理なのであって、政党に対する法人格を付与するということは当然な事柄なればならないことであると考えています。その場合、政党に法人格を与えたことによつて公権力がその政党に介入したり、干渉したりするようないことは行われてはならないというのは当然だと思っております。

しかし、この法案は単なる法人格の付与法ではありません。趣旨の説明の中でも、政党交付金を受ける政党が法人格を取得しなければならぬ理由として、国費を支出する受け皿の法律上の責任

をはっきりさせること、財産管理等の法律上の責任の所在をより明確にしておく必要があることなどを挙げています。要するに、この法案は政党交付金を受ける政党の要件に法人格取得を義務づけるためのものであって、憲法違反の政党助成法を補完する立法にならざるを得ない、そういう点で私たちは反対なのであります。ところで、趣旨について言われました二、三の問題について提案者の御意見をお聞きしたいと思うわけであります。

本法案の立法趣旨について、政党が国民の血税から成る政党交付金の交付を受けるに伴つて生ずる社会的責務の重要性にかんがみて法人格を付与するというふうになっておるわけであります。が、政党が国民の血税から成る政党交付金、原資三百九億円の交付を受けることによつて生ずる社会的責務とはどういうことなのか、その社会的責務を果たすためになぜ法人格の取得が必要なのか、この点についてお伺いをしたいわけであります。

○松永委員長 お答えいたします。

先生御存じのように、先般制定された政党助成法、この法律によりまして一定の要件を満たす政党は政党交付金の交付を受けることになったわけでありまして、その財源は国民の税金で賄われておりまして、したがって、政党はその責任を自覚し、国民の信頼にもとめることのないように、政党交付金を適切に使用すべき責務を負っているわけでありまして、このことは、政党助成法四條二項に明記されております。

すなわち、政党交付金が国民の税金を原資とする以上、政党助成法の趣旨に照らし、いやしくも国民の信頼にもとめることのないよう、その適切な使用をすべきであるというのが社会的責務の内容であると考えています。

この場合、社会的責務を果たすための方法としてはさまざまな方法が考えられますが、この法案では、政党に対して法人格を付与し、政党を法的主体として明確に位置づけることによつて、政党

交付金を含む政治資金の取り扱いに関し、その権利義務の帰属主体を明確にし、政党交付金の交付を受ける政党に対する国民の信頼にこたえることとしておるのであります。

○東中委員 政党交付金を受けるに至らない政党、すなわち得票率が二%に達せず、または国会議員が四人以下の政党は法人格を取得できないこととなっておりますが、なぜこうした小さい政党は法人格を取得することができないのか、その理由を明らかにしてほしいわけであり、小政党といえども財産を所有し、これを維持運用するのに法人格は当然あるべきであり、なくてはならないことこの根拠は一体何なのか、お伺いしたいのであります。

○松永委員長 お答えいたします。
いかなる要件を満たす団体に法人格を与えるかは、極めて政策的な問題であります。

この法案は、国民の税金を原資とする政党交付金の交付を受ける政党について、これを法的な権利義務の帰属主体として位置づけることにより、その社会的責務を果たすことに資することを目的としており、その範囲内で必要限度において、すなわち政党助成法の政党要件に該当する政治団体に対して法人格の取得の道を開いたのであります。

なお、この政党助成法上の政党要件を満たす政治団体は、国民の税金の受け皿としての経理能力及び公益性の要請を満たすものと考えられるので、これを基準として法人格を付与することについては、他の法律の規定による法人と比べても特段の問題はないものと考えられるのであります。

御指摘の得票率二%未満または国会議員四人以下の政治団体について、財産を所有し、これを維持運用することに資するため、これに法人格を付与すべきであるかどうかという問題については、今回の法人格付与法案とは別に、国会においてさらに検討すべき問題であると考えておるところであります。

○東中委員 私たちは、政党がその財産を保有し、維持運営するための便に供するために政党に法人格を付与するということは、その社会的重要性から見て当然だということに考えておるわけですが、政党交付金との関係で法人格を付与するというのは、これは先ほど言いましたように、この立法としてはおかしいんじゃないかというふうに考えるものであります。

最後に、極めてささいな技術的なことでございますが、人格なき社団である政党が法人格を取得し、その所有していた財産で既に別名義で登記されているものを法人である政党名で登記しようとする場合、なぜ所有権の移転登記が必要なのか。人格なき社団が法人格を得た、主体は一緒であります、なぜ移転登記が必要なのかということについて、極めて技術的でございますが、一点お伺いをして質問を終わりたいと思います。

○松永委員長 お答えいたします。
実質的に所有権が移転するわけではないので登記名義人の表示の変更で足りるのではないかと、いう主張があることは承知しておりますが、現行の不動産登記法上、人格を異にする者への登記名義人の表示の変更は認められていないので、例えば人格なき社団の代表者個人名義から法人である政党名義にする登記は、現行法上、所有権の移転登記によらざるを得ないのであります。

なお、法人である政治団体が法人格を失った場合において、当該法人名義で登記をした財産を、なお存続することとなる政治団体の代表者名義に登記を移すような場合においても、同様に、現行の不動産登記法上は所有権の移転の登記によらざるを得ないこととなっておりますのであります。御理解願いたいと思います。

○東中委員 質問を終わります。

○松永委員長 これにて発言は終了いたしました。本起草案についての議事は、後ほどに譲りたいと存じます。
午後一時より再開することとし、この際、休憩

いたします。
午前十時四十二分休憩

午後一時一分開議
休憩前に引き続き会議を開きます

○松永委員長 休前に引き続き会議を開きます
内閣提出、公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案並びに三塚博君外二十九名提出、公職選挙法の一部を改正する法律案及び保岡興治君外十名提出、公職選挙法の一部を改正する法律案の各案を一括して議題といたします。
これより村山内閣総理大臣に対する質疑を行います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。大原一三君。

○大原委員 私、総理に質問申し上げるのはきょうが初めてでございます。どうかひとつよろしくお願いいたします。
総理と私は選挙区が隣でございます。山一つ越えたら総理の里であります。本当に過疎地であります。きのうから大変議論がある中で、一対二の二を超える選挙区が二十八あって、憲法違反ではないかという御議論も一部にありました。しかし、これは各県に一つ割り振ったということが大きな前提になっておりまして、田舎であればあるほど、面積を検討してくれというふうな御議論も総理の里でよく聞かれたと思うのであります。二、三幾つになりまして、二十八選挙区が二を超えておる、これは憲法違反ではないかという御議論が一部にありましたが、総理はこの辺のことをどうお考えでございますか、総理の印象をまずお聞かせを願いたいと思います。

○村山内閣総理大臣 全国見渡しますと、過疎もあるし、いろいろな地勢上の問題もたくさんあるかと思うのです。今回の区割り案につきましては、九月に行われました衆議院及び参議院の政治改革特別委員会が審議会の石川会長がお述べになつておりますが、市町村をいわゆるようかんを

切るようにきちつきちと切れればそういう形でおさめることもあるいはできたかもしれないけれども、今御指摘のございましたような地勢上の問題やあるいは行政区画の問題や等々いろいろな要件を満たしてその区割りをするということになりますと、必ずしも割ってきちつと答えが出るというふうなわけにはいかず最大格差が二・一三七となったという経過も聞いております。し、今もお話ございましたように、各県に一名ずつ割り当てをするということを前提にして今申し上げましたような区割りというものを考えて、ぎりぎり出された案だということに私も認識をいたしておりますから、言われるように憲法違反ということにはならないのではないかとこのように私は考えています。

○大原委員 六年に及ぶ長い政治改革の審議でございました。平成三年、海部内閣のときに自民党も小選挙区比例代表制を提案しました。平成五年の国会では、自民党は単純小選挙区を提案し、社会党さんはいわゆる小選挙区併用型の比例代表制を提案され、そして今日、また三百、二百という小選挙区並立制というふうな形に変わってまいりました。

長い長い議論で、お聞きしますと、この政治改革の議論は歴代三位の長い議論をしているのだそうです。先ほど委員部に聞いてみますと、一番長かった審議が安保条約で、二番目が沖繩で、三番目がこの政治改革だということ。そういう大議論をしながら今日に至ったわけでありまして、いよいよきょうそのめどもつこうという段階で、総理もひとしおいろいろの思いが、第一線に立たれて指導されてきた今日までたくさんあると思うのですが、簡単にその感懐のほどをお聞かせ願いたい。

○村山内閣総理大臣 今委員からお話ございましたように、六年間という長い期間、いろいろの紆余曲折もありましたし、その間には政権がかわるといったようなこともございまして、感慨深いものがあることは、もう皆さん共通してそういう御

認識だと思ひます。

この区割り法案ができれば、小選挙区という選挙制度、それからそれに伴って腐敗防止に関連をして公職選挙法の改正やあるいは政治資金規正法の改正やら、はたまた本日提案をされた議員立法における連座制の強化といったような問題もあつて、一応一連の決着がつけられるというふうにあるのでありますけれども、しかし、せっかく政治改革を願つて政治の信頼を回復するために一連のこうした政治改革がなされてきているわけでありまして、それが真に国民のものになつて、そして実のある実行ができて、そしてさらに政治の信頼が一層確立されていく、こういうものになるようにするために私どもは一層努力をしていく必要があるというふうには思つておりますが、振り返つてまいりますと、委員御指摘のようにまことに感慨深いものがございます。

○大原委員 これは本題に關係があるわけでございますが、十月二十三日付のニューヨーク・タイムズ、総理もあるいはごらんになったかと思ひますけれども、これに「ザ・ムラヤマ・サブライズ」という社説が出ております。どう訳したらいいのかわかりませんが、村山政権の驚き、意外性と訳すのでしょうか。私なりにこれを訳してみますと非常におもしろいことが、おもしろいと言つたら語弊がありますけれども、いいことが書いてあります。

それは、簡単に読んでみますと主たることを、全部読めませんので。「六月成立した日本の社会党と保守主義の連立政権は、本欄を含めて当時多くの人が皮肉を込めて笑つたが、同政権は実際には驚くほどうまく機能してあります」、こう書いてあります。社会党員である村山総理と、自民党と、独立派と書いてありますがこれはさきさきのことだと思ふのです。のパートナーたちは、「昨年冬及び今年春においてはば週ごとに内閣を危機が襲つたことは全く対照的な安定多数をつくり上げた。新政権は、米国の部分的な貿易合意を実現するほどの結束力も見せた。最も重要なこと

は、同政権が日本の有権者にとつて政治改革と経済改革を進めるための新興勢力となつたことである」、こう書いてございます。

そのほかいろいろありますが書いてございませうが、これは私も多少驚きを心の中に持つてゐる者の一人でありまして、本場にすばらしい評価がニューヨーク・タイムズ、これは社説でございますが、出ております。総理はこれをお読みになつたと思うのですが、感懐はございますか。あつたらお聞かせ願ひたいと思ふのです。

○村山内閣総理大臣 この内閣ができて四カ月になりますけれども、この四カ月間のやつてきたことに対して正しく御理解をいただき、評価していただいたということについては私も大変ありがたいことだと思つております。

これはだれが考えても、三十八年間対立しておつた政党が、言うならば世界情勢も変わりました、本も変わる、変わった世界と変わった日本に対してどう政治が対応していくべきかというふうなことも議論をされてきて、そして自民党と社会党とさきがけが連立政権を組んだ、これでうまくいくだろうかという戸惑ひがあつたことは、これはもう当然なことだと思ふのです。しかし、それだけに私は、三党がやはり心を一つにして、できるだけ透明度を高めて民主的に、国民の意思を大事にしなから政局を運営していこう、こういう気持ちで、この税制改革なり当面与えられた課題について真摯な気持ちで取り組んできている。

そういう姿を私は正しく御理解をいただいたのだと思ふに思つておりますけれども、何よりもやはりお互いに信頼し合ふということが国内の政治においても大事なことで、また国際的にもそれぞれの国々が信頼をし合ふということが大事でありますから、その気持ちを大事にしなから、そういう評価もいただいたことについても眞摯に受けとめて、そしてなお一層皆さんの御期待におこたえできるように誠心誠意やらなければいかぬな、こういう決意を固めておるところでございます。

○大原委員 この法案が成立をいたしますと、巷間、だれともしませんけれども、成立したらすぐに解散をして国民の信を問ふべきであるという議論が一部にあります。私もこういうことについてはいろいろ勘ぐりやら批判を持つておりますが、虚心に総理は、解散権は総理の専権事項でございますから我々がとかく言うことはできないのであります。この巷間いろいろ伝えられる議論についてどのようにお考えか、御意見をお聞かせ願ひたい。

○村山内閣総理大臣 区割り法案が通つて一応、先ほども申し上げましたように、一連の政治改革の制度ができるわけでありまして、したがつて、新しい制度ができた新しい制度に基づいて信を問ふというのは、ある意味では一つの考え方ではあると私は思ひます。しかし、政治というのは、やはり国の内外にやらなきゃならぬ多くの課題も抱えておりますから、そういう課題の解決なくして、ただ解散すればいいというものでは私はないというふうには思ひますから、そういうものも含めて考える必要があると思ひますので、今のところ解散は考えておりません。

○大原委員 多少細かいことになつて恐縮であります。この腐敗防止法案、大変厳しい法律でございますが、これひとしく国会議員の一人一人、さらにまた選挙の洗礼を受けなきゃならぬ方々、非常に大きな関心を持つておるものが腐敗防止法案だろふと思ふのです。それを与党側は、国政選挙からまず適用すべきではなからうか、陳より始めよという議論がございまして、ところが、野党の皆さん方の御意見も入れまして、三月一日以降に施行される地方選挙にもこれが適用されることになりました。

ところがこの腐敗防止法、並びに選挙法もそうでございますけれども、国会を通りますと一カ月の猶予期間を置いて施行になる。そうなりますと、三月一日以降に行われる選挙でも、これが施行になりますと、恐らく年内施行になるでしようが、それ以降の事前運動についても、一番早いと

考えられる地方議員の選挙について適用になるわけですから、これは大変なことなんですね。

先日田舎へ帰りまして、どうだどうだと聞いて歩きましたが、それは大変だと。何にも知らないんですよ、正直言ひまして、連座制とは何ぞやということ。ほとんど意識がないところへもつてきて、どかつこの法律が出ていくわけでありまして、これは大変なPRの努力が必要だと思ふんです。

この辺については、もう長々と自治大臣等に対してしっかりPRしろという議論はございましたけれども、そういう意味で、総理がひとつ陣頭指揮に立つてこの辺のPRをし、そして指導していかなければ大変な事態が起きる可能性があるとは言えないと私は思つております。その点についてはいかがお考えか、御意見をお聞かせ願ひたいと思ふのです。

○村山内閣総理大臣 先ほども申し上げましたように、今度の政治改革が本当の意味で実効あるものにして実を結んでいくためには、政治家がもちろん心して取り組んでいくことも大事なことでありますけれども、何よりも主権者である有権者がよく理解していただくということが基本でありまして、各地方の選挙管理委員会等とも十分連携をとりながら、その期間周知徹底するように努力していく必要があるし、今申し上げましたように、これは主権在民で有権者のものでありますから、国民全体が正しく御理解をいただきますようにこれから徹底したPRをする必要がある、徹底する必要がありますというふうには考えておりますから、自治省も奮勵して、大いに内閣を挙げて努力していきたいというふうに思ひます。

○大原委員 内閣を挙げて御努力を願ひます。やらぬと思ふのでありますが、制度の改革をやりますと、やはり政治家一人一人の意識の改革、さらにまた国民意識の、選挙する人の、投票する人たちの意識の改革も同時に私は必要であると思ひます。ですから、今回の改革はまさに政治改革の

第一歩でありまして、制度ができたから万事オーケーというわけには私はまいらぬだろうと思うのです。

思い出しますのは、先日この席で議論がありました。伊東正義先生が、あれは竹下内閣が交代するときでしたか、あなた、総理をやらないと言ったら、いや、表紙をかえても中身が変わらなや何にもならぬよと言って総理になることを固辞されたことを私は思い出してあります。まさにこの政治改革は一里塚であつて、これから本番だという感じがするわけでありまして、伊東さんも、そういう最大の皮肉を込めた私これは発言じゃなかったのかなという感じも、もう他界をされたが、自民党で政治改革のリーダーをとつてこられた方の意見でありました。総理はこの辺のことについてどうお考えか、御意見を聞かせていただきたいと思ひます。

○村山内閣総理大臣 仏つくつて魂入れずという言葉もありまされども、これは、法律というのは一応制度ができるわけでありまして、その制度を活用するのは政治家であり有権者でありますから、有権者にもしつかり理解していただくということが大事だということに思ひます。そうした全体の努力によつて政治は変わっていく、政治の信頼も回復されていく、私はそう思ひますから、その決意で私も取り組んでいく必要があるということを強く認識をいたしてるところでございます。

○大原委員 もう時間が参りましたから最後の質問にしようと思ひますが、今回提出されておりますこの政党法人化法であります、私はこれ一歩前進だと思ひます。

これから政党主導の選挙が行われようとするときに、政党の役割というのはますます重大化すると思ひます。この意味で、日本の憲法には政党の規定がないんですね。結社の自由というのはありますが、政党規定はありません。外国、先進国の中では、米英を除いて政党規定がほとんど入つて

おります。政党の位置づけ、役割が明定されてあるわけですね。

私はそういった意味でも、これからの政党選挙の重要性というのを考えていきますと、やはり将来はすつきりした政党法をつくるべきではないのか。政党法をつくるのときに公権力の介入というふうな問題意識があるものであります。しかし各国憲法には自由な活動ということが前提に書かれておるわけでありまして、私は、そういう意味では将来政党法の制定が望ましいのではないかと、この点について御意見を伺いたい。

○村山内閣総理大臣 今回、一連の政治改革の中で政党が交付金を受けるということになりましたので、それらは単なる任意団体ではなくてやはり法的主体を明確にする必要があるという意味で、私は一歩前進されたというふうな評価をいたしておるものであります。今言われましたように政党法という点になりますと、結社の自由とかあるいは政治活動の自由とか、それに関連するいろいろな問題も出てくると思ひます。そうした問題も含めて十分慎重な検討がこれからされていくべきである。私も、やはりそういう意味で、どういふふうな位置づけでいくかということについては、これから御意見も踏まえて慎重に検討していかなきやならぬ課題であるというふうな受けとめております。

○大原委員 これで質問を終わりますが、総理、これから非常に難しい一里塚を越えていくわけでございますから、どうかひとつ、ニューヨーク・タイムズにもありましたように、政治改革のリーダーとして今後ますます御健闘を期待して、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○松永委員長 加藤卓二君。

○加藤(卓)委員 総理の大変明快な答弁をいつも聞いておつて非常に快く思つておるわけでございますが、実は大原さんと同じような質問をしな

政治家が大変な犠牲を払つて、というよりも苦勞して今度の政治改革をやつてくれている、これに關する機会があるのでもし意見があつたらと言つたら、こういうことを言われました。政治改革、大変御苦勞さまでした、しかしおれたちは専門家でないんで、新聞では読んでいられるけれども、まだ国民のすべての人たちが、全国民がまだそこま

でに到達していると思へない節もあるんだ、ぜひ意識改革をやるようにひとつ大きな啓蒙運動をやつてくれと、同じようなことをあれされました。それと同時に、これは大変なことだけれども、選挙の時期はいつごろになるのかな、こういう大変素朴な質問がございました。これは総理が今までずっと言われていることを承知しておりますが、あえて、うちの選挙区の若い人たちの意見もございましたので、再度、その点に關して総理のお考えをひとつお聞かせ願ひたいと思ひます。

○村山内閣総理大臣 今も大原先生の御質問にお答えいたしましたけれども、なるほどこの政治改革が一連の仕上げをすれば、制度も変わるからひとつ新しい制度で信を問ひ直して出直すべきじゃないか、こういう意見も私はあり得ると思ひます。しかし、政治というものはやはり国民のために日々生きた仕事をしているのであります。これだけ内外に大きな課題を抱えているときに、それを放置して選挙に明け暮れることが本當にいいのかどうかというふうなことに對する意見も私はあると思ひます。

先般のあるマスコミの世論調査を見ましても、すぐに解散はすべきではない、当面の課題を片をつけるべきだ、こういう声も大変多く反映されておるようでありまして、そうした総合的なものも十分判断をした上で決める必要がある、私はそう思つております。そうした重要な国民的課題に

とが我々に課せられた課題ではないかというふう

に受けとめておりますから、今のところ解散は考へておりません。

○加藤(卓)委員 新制度が発足しますと、これは政党と政党の選挙になるんだ、こんなふうにはつきり私たちが認識しておるわけでございます。今大原議員もおっしゃつたように、外国ですら大変うまくいっているじゃないかと、これは冷戦時代の終結のむしろ大きな贈り物かなというぐらひ私は大選挙区でもううまくいっているように、とにかく自民党と社会党の政治的ないろいろな問題点というのはいまもう戦後ずっとやってきたんだ、一番大事な問題点がこのところ数年のうちに解決できたので大変政策的には長く続くと思ひますよ、こ

う申し上げておりますが、来年はもう地方選挙があるわけで、統一選挙がございまして。参議院選挙は、これはもうよけて通れないんだ。自民党の方の森幹事長も、自社、そしてさきがけ等と大変仲よくやっていきたい、もちろん協力してやっていくんだ、こう申し上げておりますが、この点に關して総理の方でぜひひとつ、政党と政党が政策を一にする場合には空白選挙区等で選挙協

力ができるのかどうか、その辺のことも再度、当然である、こうおっしゃられるのでしようが、その辺は一番やはり大丈夫なんですかと聞かれる質問の中なので、あえてこういう、永田町では何を今ごろと言われるような言葉かもしれないが、いま一度総理のかたい御決意をひとつお聞きしたいと思ひます。

○村山内閣総理大臣 今、席を待つておられる議員の皆さんは中選挙区で選出されたわけですね。これが今度小選挙区制度で選挙をされることになりまして、選挙地盤も変わつてまいります。一つの選挙区から一つの議席しかとれない、こういう選挙制度になるわけでありまして、したがって、それをどう踏まえていくかということが一つ。

が、それぞれの違いはあっても可能な限り選挙協力をし、そして安定した議席を確保するということが大事なことだというふうに思いますから、私どもはこれからの誠意選挙協力ができるような方向で努力する必要があるというふうに考えておりますから、そういう認識でこれからも取り組んでいきたいというふうに思います。

○加藤(卓)委員 こういう席で、総理に政治に対するお考えをひとつい一度お聞きしたいなと言っているのは、随分私たちににとっては、まあどうかなと思うのですが、総理の考え方を聞きたいという意見もありましたので。私は、確かにそうだな、こう思うので、私たちがそんなことは言っていることでも、政治の専門家はそうのように理解していても、国民に説明しやすく理解する場合にはどういうふうにしたらいのかな、こう思うわけでございます。

総理の政治姿勢とか考え方は所信表明やなんかでもう十二分に承知しているわけでございますが、政治とは権力を握るために使うものでなく、現実を理想に向かつてあるべき姿に変えるための手段だと、私たち、若い者たちと話すときはそんなふうに話しています。国民を幸にするために政治はあるんだ、こう申し上げておりますが、政治を競争の具に使わない総理に、総理の考え方をい一度、政治改革に当たって御意見をひとつお聞かせ願いたいと思います。

○村山内閣総理大臣 今委員が御指摘になりましたように、政治の究極の目的というのは、働いて生活をして国民の皆さんが、いかに幸せに、人間らしく、安心して日々を過ごすことができるか、こういう基盤をしっかりとつていくことが私はやはり政治の目的ではないかというふうに思いますし、そういうことを通じて世界全体の平和をどう守っていくか、維持していくかということもまた大事なことだというふうに思います。

て、国民の皆さんもこれなら安心だから支持しよう、こういう信頼関係がしっかりと根づいて、そして国民の信頼と支持の基盤の上に政権が維持されていくということがやはりあるべき当然の姿ではないかというふうに私は思っておりますから、今議員御指摘のとおり、そういう心がけて政治に取り組んでいく必要がある、私はそう思っております。

○加藤(卓)委員 過去の政治が大企業優先ではないかという形の中でこの政治改革が始まったわけでございます。私も、そういう意味では中小企業だとか農業だとか、弱者に対しても目を向けてもらいたい。こういう大事なときに政治改革が行われて、その後、今度は税制改革が行われるわけでございますので、中小企業等々に目を向けたような政治をぜひやっていただきたい、こんなふうに願うわけでございます。

二十世紀に向けて、平和を守るためにも、国民のすそ野であるところの中小企業や農業等にもぜひひとつ、総理がどんな考え方を持っておられるか、一言お聞かせ願いたいと思います。簡単に結構です。

○村山内閣総理大臣 これは中小企業というふうには特定してお答えするのではなく、私は常々申し上げておりますけれども、やはり世の中には経済力の強い者もあれば弱い者もある、力の強い者もあれば弱い者もある、同時にハンディを背負っている方々もある。したがって、そういう方々がいかんして現実の社会の中で公平平等に生活することができるかというのを考えていくのがやはり政治の一つのねらいだというふうに思いますから、いかにして社会的公平、社会的公正を確保するかということからすれば、そういうハンディを持っている方々や比較的弱い方々のためにある程度の政治の介入を入れて、そして社会的公正を期していくということは大事なことで、この点については、十分配慮しながらこれから政治に取り組んでいかなければならぬというふうに肝

に銘じております。

○加藤(卓)委員 以上で質問を終わらせていただきます。

○松永委員長 岡田克也君。

○岡田委員 今回の法改正、それから前回の改正、特に政治資金規正法が前回改正になったことによりまして、今までで法と言われた政治資金について非常に厳しくなったというふうに承知をしております。

そういう中で、例えば、企業からの献金の上限がこれから五万円になる、五万円を超えると公表しなければいけない、そして、一社当たりは五十万円である、あくまで一団体である、こういうことになるとなるわけですが、そういう状況のもとで、今までこういうことがある、こういうふうに行われていたわけですが、企業からの例えば車の提供でありますとか、秘書の派遣でありますとか、あるいは選挙事務所を世間と比べて安いお金で借りるとか、そういうことがこれから即政治資金規正法にひっかかってくるだろう、こういうふうにいるわけですが、この点について、まず自治省の御見解を聞きたいと思っております。

○野村大臣 政治資金規正法の「寄附」とは、「金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付で、党費又は会費その他の債務の履行としてされるもの以外」をいうと法の第四第三項において決められておるところでございます。委員御指摘のように、財産上の利益とは、金銭、物品に限らず、債務の免除、金銭、物品の貸与、さらには労務の無償提供もこれに該当するものと解されております。また、対価相当分を超えて金銭、物品その他の財産上の利益の供与または交付がある場合には、その超える部分は寄附となるものと解されております。したがって、政治活動に關しまして、事務所や自動車あるいは労務等が無償提供されたり、著しく低い対価で提供されるような場合にありましては、一般的には政治資金規正法上の寄附に該当する場合がありますと考えます。

このたびの改正法では、企業等の団体がする政治活動に関する寄附については、政党、政治資金団体及び資金管理団体以外の者に対するものは一切禁止することとされているところでございます。したがって、企業が資金管理団体以外の後援会等に事務所や労務等を無償もしくは著しく低い対価で提供することは、寄附の禁止に該当する場合がありますと考えております。

○岡田委員 大変厳しくなつて、これから言いわけが通用しなくなる、こういうことだと思っております。そのことは直接関係ありませんが、話題を変えます。

自由民主党と社会党の本部の敷地の問題について、参議院で既に一度質問が最近出たわけですが、ことしの十月に三十年間の契約の期限が終了して契約の更新をしたという話を聞いておりますが、一体どのぐらいの価格で契約をされたのか、大蔵省の方から、事実関係でそういう数字をお聞かせいただきたいと思っております。

○沖津説明員 お答え申し上げます。

自由民主党に対する国有地の貸付料は、現時点で年間五千七百七十一万六千四百七十七円でございます。日本社会党に対する国有地の同じく年間の貸付料は、二千三百四十七万三千八百二十二円でございます。

○岡田委員 参議院で同僚の泉議員が質問したときにはこの資料について答えられないということだったわけですが、今回お答えいただいたことについては率直に評価をしたいと思います。

しかし、自民党本部が三千三百平米、日本社会党が一千七百七十七平米ある、こういうことでありますが、これだけの土地を借りようということになりますと、今言ったような自民党五千百万、社会党二千三百万という値段で借りることは非常に難しいんじゃないか。そういう意味で、もしこれが相場から比べて安いということになりますと、先ほどの政治資金規正法の話ではありませんが、同じような状況になるのではないかと、そういう気がいたしますが、自治大臣の答弁をお願いしま

す。

○野中国務大臣 委員御承知のように、政党助成制度は、現行の個人中心の選挙や政治活動を政党中心のものに抜本的に改めることに伴い、政党の財政基盤の確立強化が不可欠となること、政党に対する公費助成を行ない、民主主義のコストとすべき政党の政治活動の経費を国民全体で負担をしていただくという趣旨であろうと存じております。

今御指摘のございました国有地の貸し付けにつきましては、その詳細を承知をいたしておりました。大新聞の新聞社の敷地がほとんど国有地のものであった等、長い過去の経過等を考えて、私は現実的にそれを承知をしておらない次第でございますけれども、しかし、当然このような問題は、今御指摘のように政党助成制度とは異なるものと理解をしておるものでございます。

○岡田委員 政党助成と直接リンクするものではないというふうに思いますが、考え方において、もし安く貸しているとしたらそれが政党助成と同じような機能を果たしているのではないかと、そういう問題意識で聞いているわけではございません。

路線価格が自民党本部の場合が大体五百万から六百万ぐらいですね、平米当たり。三千三百平米ということでは、今こういう不動産不況ですから本当に売れるかどうかは別にして、時価にすると百六十から二百億円ぐらいの不動産価値を持った敷地でございます。それが年間五千円で借りられるというのは、私は常識から見るとどうかな、こういう気がするわけでありまして。その辺は専門家の意見もよく聞いてみたいというわけでありまして、けれども、もちろん大臣おっしゃるようないろいろな経緯もありますから、直ちに数字だけで論ずることはできないかと思いますが、少なくとも言えることは、自民党はいろいろな経緯もあって今あれだけの敷地をこれだけの価格で借りているわけでありまして、それじゃ新しい政党はどうか。

新しい政党がもし同じような本部敷地を確保しようとするれば、同じような価格でそれが確保できるかどうか、こういうことであります。私は、そこに新しい政党と昔からの自民党の格差というのが現実存在している、こういうことは認めざるを得ないと思うわけでありまして。その点について、総理の御見解をお聞かせいただきたいと思っております。このことは、法律的にどうかという問題は別として、実質的に不公平を生じているのじゃないか、こういうことであります。

○村山内閣総理大臣 私が聞いておりますのは、昭和三十九年、東京オリンピックの際に自民党の本部も社会党の本部も道路予定地にかかって、その替地を確保したけれどもないのでお借りした、こういう経緯があるのです。そういう歴史的な経緯も踏まえた上で、少なくとも大蔵省が客観的に妥当な数字を計算をして貸し付けているのであって、そこに、何か政党だから特別の恩恵を与えて安く貸しているとか、そんなことは絶対にあり得ないというふうに私は思います。

ですから、何か古い政党だから特別の恩恵をいただいたので、そして今度の政治資金規正法なんかにかかるとはならないかといったような疑念を与えるような、そういうことがあるとすればこれは国民に対して大変な疑惑を招くことになりまして、私は、この席でしっかりとその正当性について、正しい評価をもってやっているんだということとをきちっと説明してほしいというふうに思います。

○岡田委員 私が申し上げているのは、先ほどの五千円、三千万という水準が果たして常識にかなっているかどうかという点を申し上げているわけでも、もちろん経緯がありますから、そういう計算方式であれば五千円とか三千万という数字になるのかもしれない。これはとにかく借地なんですから、そこに建物を建ててしまったわけですから、そのことについて私がおかしいというふうに申し上げているわけではございません。

しかし、現実に新しい政党が同じように本部を確保しようとするれば、それはなかなか、今やそんな更地を貸す人はいりません、建物建てたら、ほとんど賃料が入ってこないわけですから。だから、そのところについて、もう少し公平な扱いができないだろうか、そういうことを申し上げているわけでありまして。過去のいろいろな、安く借りていてどうか、そんなことについて私は批判しているわけではございません。

○村山内閣総理大臣 それは、公平に貸しておるかとか公平に貸してほしいとか、そんなことを私に言われたからといって、私は貸す立場にはないわけですからね。ですから、もし具体的にこういう国有地がある、あいている、この土地を借りたんだがと、こういう話になれば、それは折衝していただいて、そして客観的に正しい評価をもって公正な貸借を成立すればいいのであって、私はそれ以上のことは、ここでとかく言う立場にはないというふうに言わなければならぬと思います。

○岡田委員 今総理は、その立場にないとおっしゃいましたけれども、大蔵省も総理は総理大臣として見ておられるわけですから、その立場にないというのには私はおかしいと思うわけではございません。

私が申し上げているのは、いずれにしても、今現に政党なんですから、私人というよりも一つの政党、国会を構成する政党であります。その政党がある政党はきちんと本部用地が低い価格で借りられて、低いというのは別におかしいというわけじゃありませんよ、いろいろな経緯があつて低くなっている。そして他の新しい政党は、それが今同じ価格で借りることはどうもできないらしいというところになれば、相手はいずれも国でありますから、同じ国でありながら、一方には経緯もあつて安く貸している、もう一方は高くなるというのであります。そこに問題が生ずるのではないかと、そのことを申し上げているわけではございません。

○村山内閣総理大臣 誤解されては困りますけれども、それは国有財産を国民にお貸しをする場合に、どの政党であれどういう人であれ、それは差別してはいけないので、平等公平に扱うべきものだ、扱わなければならぬというふうに私は思っています。

○岡田委員 その公平ということの意味の問題、解釈の問題だろうというふうに思います。いずれにしても、この問題は、これからなお検討を続けてまいりたいと思っております。

それからもう一つ、全く違う話であります。今、連座制が強化されました。そして非常に厳しくなつたわけでありまして。問題は、きちんとした捜査を行うことだと思ふのです。これは捜査がきちんと行われなければ、結局連座制のところまでいかないわけでありまして。そういう意味で、新しく法律も変わって、もちろん有権者とかあるいは議員に対してこういうふうに変つたということをPRすることも大事であります。と同時に、各都道府県の県警に対して、これからきちんとこの法律に基づいて適正な取り締まりをするというようにことが私は必要だと思ふますけれども、その点について、警察庁はどういう御指導をされる予定でしょうか。

○野中国務大臣 国家公安委員長としてお答えをいたします。

警察は、法令に従い、厳正公平に選挙違反の取り締まりを行ってきたところでありますが、今回法改正がなされれば、その法改正の趣旨に沿った適正な取り締まりが行われるよう都道府県警察を指導してまいり所存であります。

○岡田委員 警察の捜査とともに、今度は連座規定ですから、その告発も適正に行われなければならぬ、こういうことになるわけでありまして。その点も含めて、この連座制の規定について総理としてどういう方針で臨まれるのか、最後にお聞かせをいただきたいと思ふます。

○村山内閣総理大臣 法は厳正に守っていかねばならぬ、そういうものだと思ふに思つていますし、今自治大臣からも答弁ございましたよ。

うに、檢察も警察も厳正公平に取り締まりをし、もし法に違反するものについては公平に厳正に扱ってきたというふうには思っておりますが、これからその方針には変わりはないというふうには思っています。

○岡田委員 ありがとうございます。

○松永委員長 前田武志君。

○前田委員 長きにわたった政治改革も、当特別委員会において最後の段階にきたわけですが、先ほど大原議員の御質問に答えて総理も言っておられました、長い五五年体制を経て、自民さがけ政権ができた、それはもう重要な基本問題について、やはりその内外の課題について、ぜひ責任を果たしていかなければいかぬという立場から議論を重ねた上、こういうような政権になったという御趣旨のお話があったと思います。

この政治改革そのものは、当初はスキヤンダルが頻発し、金と政治とのかかわり、クリーンな政治を実現して国民の信頼を取り戻そうというところから発端があったかと思えます。私自身も、実はここに同僚もたくさんおられるのですが、ユートピア政治研究会というものを一緒につくり、政治に余りにも金がかかり過ぎるではないかといった問題意識から出発して政治改革運動に取り組んでまいったわけです。そうこうしているうちに、リクルート事件が勃発したというようなことになりました。

そういったところから出発して、六年かかっているわけなんですが、七つ目の内閣がまさしく村山総理でございます。総理が御指摘のように、世界の大状況も非常に大きく変化をいたしましたし、また、日本の国自身もこの六年の間に、社会構造、経済構造、これまた大きく変化をし、そして世界との関連においてその責任もまた非常に大きくなってきた、こう思います。

そういう中で、この政治改革運動といえますか、これが国会の一番大きな課題として、我々政治家一人一人にある意味では本当に厳しい自己改

革を迫ってきたと思うのです。そしてそれ以上に、政党そのものに、本来の政党のあり方、そういったものについての課題を突きつけ、そして政党そのものの改革を迫ってきたと思います。

そういった結果が、実際には、この政治改革の関連法案の実現というのは多分きょう夕刻衆議院で通過するんだらうと思いますが、六年かかった。しかし、その間に我々が取り組んできて、本当にある意味では、マスコミ等には余り評価はないようでございますが、政治家も政党も本当に找到自己改革をやってきたわけでありまして、その結果として、まさしく一年前に長い五五年体制も動いた、そして思いもしなかった社会党政権、連立政権もできた、私はこういうふうにとらえているわけですね。

したがって、この政治改革をやってきた我々、この国会のみんなが、その立場はどうであれ、やはりこういって政治を動かして、いい方向に、政党政治のあり方というものを模索し、結果としては動いたというふうには評価をしているものであります。政治改革そのものについての総理の御見解をお聞かせ願いたいと思えます。

○村山内閣総理大臣 今委員御指摘がございましたように、世界も変わり、世界が変わると同時に日本も変わる、これはある意味では、私はやはり大きな歴史的転換期にある。したがって、すべてが変わっていく、改革が求められておる、そういう時代ではないか。ですから、これはもう経済も変わらなければならぬし、政治ももちろん変わらなければならぬ。ある意味からしますと、教育もやはり新しい時代に向けて改めるべきは改めて改革する必要がある。すべてがやはり変わるものが期待されておる、そういう時代ではないか。

そういう時代に対応して日本の政治を変えるために、まずやはり一番基盤になる選挙制度を変えない、こうでもない議論を繰り返して慎重な審議をやってきたわけです。そういうその慎重な審

議の結果、今ようやくこの法律が成立しようとしているわけですね。

私は、さっきも申しましたけれども、これは仏をつくって魂入れずではだめなので、何よりも政治の信頼を回復するためには、お互いに倫理をもう少しきちっと確立する必要がある。同時に、政治家も変わるし、有権者の認識も変わっていく、そして、この変えられた選挙制度の中に本当の意味で魂を打ち込んで、名実ともに政治の信頼も回復をされ、同時にきれいな選挙もできる、政党が政策を中心とした選挙もできる、こういうものをつくり上げていくということがこれからのまさに課題であるというふうに思います。改革への第一歩だというふうにとらえて、私どもは決意を新たにしていこうと受けています。

○前田委員 たしか先週に自衛隊法の一部を改正する法律案が通りまして、それで政府専用機あるいは緊急輸送機として必要の場合には自衛隊の輸送機を海外における邦人の救出に役立てるという内容の法案が通ったかと思えますが、実は、これもたしか官澤総理が去年の通常国会で総理として趣旨説明をされたときに、自分が外務大臣として、ベトナムの旧サイゴン、今のホーチミン市、あそこが陥落するときに邦人の救出について手だてがなかった、非常に残念な、担当の外務大臣として非常に国民に対して申しわけないという気持ちになったという趣旨の説明をされたのを覚えているのです。

私はそれを聞きながら、その当時私は、実はサイゴンの大使館に一等書記官として勤務しておったのです。そのときに、在留邦人が二千人ぐらいいまして、それをどうやって緊急脱出させるかというのが一番の課題になったわけなんです。が、本当に脱出する手段がないのです。官澤喜一郎外務大臣から、邦人の安全を確保されたし、こういう訓令が来るわけですが、当時ほかの国々、シンガポールとかタイとかマレーシアだとか、そういったわが日本に比べてまだまだ

小さな国々が自国民を救出するのにちゃんと軍の輸送機を用意してどんどん脱出していく。ところが我々は、当時のナショナルフラッグである日本航空ですら危険だということで飛んでくれない。在留邦人のところを回って、外国の飛行機が飛んでいる間に何とか早くそれで逃げていたきたいということを言う以外になかったわけなんです。最終的には私は陥落直前に香港まで脱出したんですが、そのときに非常に痛切な思いを抱きまして、どうも日本というのはこれは国家でない、要するに自国の国民の生命財産を保護するというそういう手段を持っていない、そういう意識がないんじゃないかということをそのときつくづく感じた次第です。

その後、この政界に私も志を持って出させていただきました。そして、その中で議論、実はこういって真剣な議論が国会でやられないわけですね。それは、そのときのいろいろな、もちろん五五年体制もあつたでしょうし、世界の状況もあつたかわりません。しかし、何といってもまず国家というものには国民の生命財産、この安全を確保するというのが一番の基本、出発点ですから。そのための法律であり、統治であり、税金を取るわけですから、そういったことがやると先週突つたところにも、私はこの政治改革の一つの成果を見る思いをしておるわけでありまして。

申し上げたいのは、やはり基本的には私の考え方は今までの五五年体制の政治の中ではどうしても、そういうものはかえって紛糾さすとかいろいろなことがあつて、真剣な議論をしなかつたものに対する感覚というのはいささか薄れておつたんじゃないのか。それがやはり、人権問題であるとか世界との本当の連帯感であるとか、そういうものにも私は影響を及ぼしているような気持ちすらするのである。

この最後の委員会でも余り対象とするような課題といえますか、そういうものでもありませんので

この辺にとどめますが、しかし私の持つてゐる問題意識、そういうものを踏まえて、これからの政治改革の課題というのが多々あるわけでございます。例へば海外における邦人の選挙権の確保の問題。これなんか、これだけ日本が貿易立国で、世界各地で在留邦人が本場に非常に苦勞をされてこゝまで日本の経済社会を進展させてきた。また、ボランティア活動であつたり青年海外協力隊であつたり、日本を代表してすばらしい活躍をされてゐる方々が多々あるわけでございますが、そういう方々の一番基本である参政権、それを今まで確保するような筋道を余りやつてこなかつたといふところにも私の考えるような問題意識があるのじやなからうかな、こういうふうにするのですね。そういったところも含めて、私はこれから課題は多いと思います。

そして、そういったことに対する総理のこれらの取り組みの考え方もお聞きしたいし、最後に、先ほど総理が内外の課題が多いゆゑに解散の云々の話があった。私は、解散の云々の話ではなしに、政局自体はどんな事態であるか、そしてまた今のよう、日本が世界における大きな存在となつた以上、重要課題は内外メジロ押しでございませう。もう重要課題がとぎれるようなときなんというのではないのだらうと思ふのですね。そういう中で、何といつても、総理はそうやつて大きな御決断をされたと思ふのですが、やはり去年の選挙のときの社会党の掲げた公約なりそういったものと全く違ふ決断をされたわけでございます。これは言つてみれば政党政治の、いわば有権者が政党に信任を与えるその一番の前提がやはりそういう党の一番基本的な理念であり綱領であり政策でありますから、それを大きく変えた以上は、これは政党に対する信頼そのものにもつながるわけでございますから、そういった面の、私は単に今の政権がどうかというよりも、日本の政党政治そのものに対して非常に大きな信頼を失墜させることになつてゐるのだらうと思ふのですね。

もちろん連立政権をつくつたときにはまだ政策変更されておられませんでしたから、その時点においては、自民党においても、自民党の持つてゐる一番基本的な綱領、理念、そういったものと全く逆の政策を持つた政権をみずからの手でつくつたわけでございますから、これまた自民党においてもそういう意味では深刻な反省があつてしかるべきだと私は思ふのですね。そういったことも含めまして、総理の今後の政局に対する心構えと、そしてこれからの政治改革の課題、これをお尋ねいたしまして、私の質問を終わります。

○村山内閣総理大臣 いろいろな角度からの御意見も今拝聴いたしました。そういう御意見も、私は確かに貴重な意見として受けとめなければならぬし、あると思います。

ただ、私も先般 A S E A N 等を回つてまいりまして、そして A S E A N 等で働いておる在留邦人の皆さんにもお会いしました。そういう方々の意見も聞いてまいりますと、政局を安定させることが私どもが働いてゐる気持ちの上でも一番大事なことですから、どうぞひとつ安定した政権をつくつて下さい、やはりこういう期待が大変強いんですね。

国際的に、私は冒頭に申し上げましたけれども、国と国との関係においても、やはり信頼関係が大事だ、信頼に値するような政局の安定といふものがあることが外交上も大変大事なことだといふふうに私は思つてゐるわけでありませうけれども、そういう意味から申し上げまして、今の国内の課題といふものを考えた場合に、私はやはり当面緊急に解決をしなければならぬ問題がたゞさんある。例へばウルグアイ・ラウンド後の WTO に対して日本政府は一体どういう取り組みをしていくのかといふようなことについても、アジア・太平洋地域における日本の役割が大変大きいだけに、私はゆるがせにできない課題だといふふうに思ひます、これは一つの例ですけれども、そういった問題を解決しながら、同時に、国民の皆さんにも御理解をいただきながら政治の信頼を

つないでいつて、そして総合的な判断の上でこの政局の転換といふものが必要であるんだとするならば、その判断をしなきゃならぬといふふうに私は思ひますけれども、今あなたの御意見も貴重な御意見として拝聴はさせていただきますけれども、今のところそうした解散といふものは考えておりませんといふことを申し上げたいと思ひます。

○前田委員 海外選挙のお話は。

○村山内閣総理大臣 海外に在留してゐる邦人に選挙権を与えたらどうかという問題ですね。これは、今あなたの意見をお聞きしながら私も思ひ出したんですけれども、何年か前に私もそういう意見を述べたことがあるんです。一応選挙法の改正案も、法律案を出したこともありませうけれども、それも否決されました。そういう経緯もあるものでございまして、どういふ扱いをすることが一番いいのか、これは日本国民として当然選挙権は保障すべきだといふふうに思ひますから、これからもうやはり慎重に、検討しなきゃならぬ課題であるといふ受けとめ方はいたしております。

選挙制度を機会にどういふ方向に動かさうかといふことのひとつをお考えをいただきたいと思ひます。

その際に、細川元総理が穏健な多党制と言ひまして、そしてまだ十分時間がたつていないのについて二大政党の一方の方に行くことになつた。これはまことに皮肉なことだと思ふんですが、そんなことも総理、頭にひとつ描いていただかしまして、総理のお考えをいただきたい、かように思ひます。

○松永委員長 小森龍邦君。

○小森委員 いやよい大詰めに参りましたので、一、二点に絞ります。総理にお尋ねをしたいと思ひます。

この小選挙区比例代表並立制、それを具体的に実施に移すための区割り法案、さらにそれに付随する関連法案の審議に当たりまして、やはり将来を見て一番我々が考えておき分析をしておかなきゃならぬことは、我が国の政党といふものが二大政党の方向に向かうのか、あるいは細川元首相が言われたように穏健な多党制といふことになるのか。そういった点が、二大政党で行くとか穏健な多党制で行くとかといふことになりまして、我が国の政治のあり方といふものが非常に大きな変化を、そこに分かれ道がある、こう思ひますので、村山首相の、将来の政党といふものが今回の

世の中には大きいことだといふ言葉がありませうけれども、しかし、政権をとるために単に数合わせをして大きくなることは、私は決していいことではないといふふうに思ひます。これは、やはりこれから一つの政党が政権を担当できるような時代ではなくて、複数の政党が連立を組んで、そして多様化した国民の価値観といふものを政治にいろんな角度から反映できるような仕組みを考えていくといふことの方がむしろ大事ではないかといふふうに思ひますから、選挙に勝つために一つの政党になつた方がいいという考え方もあるでしょうけれども、そうではなくて政策的に合意していく、そして政権を担っていくといふのが、連立のこれは私はあるべき時代だと思ふのです。

そのためには、やはり運営はできるだけ透明度を高めて、そして民主的に、国民から理解と納得が得られるような手法をもつて運営していくといふことももちろん大事なことでありますけれども、そういう意味で、私は何も、二つの政党に上の方から取れんをさせていつて、そして有権者にもう二つしか選ぶ政党はありませんよ、甲か乙か、こういう選択を迫るような行き方は逆に民主主義に反するのではないかと、いふふうに私は思ひます。

したがって、三党になるのか四党になるのか知りませんが、そういう意味で複数の政党が存在して、できるだけ有権者に選択の幅を与えて、そして選ばれた政党はお互いに話し合いをして政策的に合意できるところで連立を組んで、そして今申し上げましたような透明度を高め、民主的な運営でもって政権を担当して、多様な価値観を持った国民の意思が政治に素直に反映できるような仕組みというものを真剣に考えていくことが当面は大事な政局の展開ではないか、私はそういうふうにも思っております。

○小森委員 総理の一つの願いといいますが、かくあるべきであるという、論理で言うところのズレンですね。ズレンの世界における立論とすれば、私もお聞きして傾聴に値すると思うのです。しかしながら、現実には動いておる姿を見ると、次第に二大政党ではないか。実は同じ党に属しながら、私が小選挙区比例代表並立制に反対した理由はそこにあるのです。

要するに、願望は穏健な多党制であって、私から言えば、社会党の主体性あるいは社会党という党の存続ということを強く願っておりますけれども、現実、客観的な動きは次第に二つに取れんされていく。そういう意味において、これはもう後の歴史が証明することなんですけれども、総理としては、ズレンの世界においてもかかる願望を持っておられるけれども、つまり現実、ザインの論理においても、いやそれはこれからの努力次第では多党制は存在するのだということなのか、そこをちょっとお聞きしたいと思うのです。

○村山内閣総理大臣 小選挙区になれば一つの選挙区で一つの議席を争うわけですから、したがって、甲か乙かという選択を迫られるわけですね。その場合に、できるだけ大きな一つの政党にまとまった方がいいという論理は、私は必然的にそういう考え方は持たれると思います。しかし、先ほど来言っていますように、これだけ価値観が多様化しているときに、そういう選択を迫ることはやはり問題があるのではないかと

いか。民主主義の原則に反するのではないかと。したがって、複数の政党が存在することはこれはやむを得ない。その政党が、お互いにその選挙区の中でどうして合意できる議席を確保するかという意味で、可能な限り選挙協力をしていくことも一つの努力の道筋ではないかというように思っていますから、必ずしも一つの政党にならなかならぬということではないかというふうには私は思っています。

○小森委員 選挙協力をして、つまり第三党以下の政党が残るということは、言葉の運びとすればそんなこともあるだろう。けれども、やはり選挙で勝とうと思うと、大きい方の勢力にある程度合意した論議をやらないと実際選挙演説もできないですね。そういう意味で、これは逆もあるというふうな話がありましたけれども、大まかなところそういう方向に動く。そこで私は、かねてから主張しておる少数者の意見というのが通りにくくなる、こういうことを言っておるわけで、わずか十分でこれは論理的な帰結に到達することはできませんのでこの程度にさせていただきますが、私が信念をかけて反対しておるのはそういうところだということをお含みおきいただきたいと思っております。

それから、もう一つの問題は、先ほど来何人かの質問者が解散の問題についてお尋ねいたしました。総理はかねてから本会議におきまして、私は、解散の問題は、山積する政治課題解決が大事だという意味で、早期解散にはすぐには同調なさらないという態度はよくわかっておるのです。ところが、結局私が一番問題にするのは、村山首相、つまり社会党委員長が村山内閣の首相であって、そしてあとの党の切り盛りをする書記長が、解散を急げとは言っていないと思っておりますけれども、簡単に言うと、解散が早くあるかも知れないよということはおっしゃるんですね。これは政治的には、ちょっと浮き足立ったものを余計に浮き足立たせるという政治的效果があると思うんですね。

それは結局、先ほどの論理にちよつと返りますけれども、やはりある一方の大きい一つの勢力が言っておることの方に物事の論理が流れていって、おる一つの現象ではないか。それは久保書記長がどういう主観的意図で言っておるか、なかなかこの人の腹の中に入ってみなければわからぬことではないか。客観的にはそういう評価になるんじゃないかということを思いますので、早期解散論について、いま一度ひとつ首相の確固たる信念をお聞かせいただきたいと思っております。

○村山内閣総理大臣 この委員会でもたびたび御答弁申し上げておりますように、これはそう言っているんですけども、解散権は総理にあるのです。私自身は、今は解散は考えておりません。それよりも、まだ重要な国民的な課題を解決していかなくやならぬ責任を持っております。その責任を全うするために、これからは誠心誠意努力をさせていただきますというのを申し上げておるわけです。

○小森委員 終わります。

○松永委員長 枝野幸男君。

○枝野委員 さきがけの枝野幸男でございます。さて私は、昨年の七月の総選挙で、地盤も看板もかばんも全くない中で選挙をさせていただいて、今衆議院議員としてこの席に立たせていただいております。あのときに、私のようにお金も地盤も何も無い者が選挙をさせていただくことができたのは、まさに国民、有権者の皆さんが政治を変えてほしい、言いかえれば、政治改革を早くやってほしいという気持ちのあらわれであったと私は認識をいたしております。そういう意味で、本日、いよいよその一つの大きなポイントであります区割り法が採決をされて、このまゝいけば間違いなく政治改革の四法案が動き出すという段階を迎え、その最後の最後の大詰めところで質問をさせていただくというのは大変感慨深いものがございます。

ただ、ここで忘れてはならないのは、今回の選挙制度改革を中心とする改革が動き出すということを決して私どもは喜んではいけません、まだ安心してはいけません、あくまでも出発点によりやく立ったにすぎないのではないかと。国民、有権者の皆さんが前回の選挙で私のような者まで当選させたその原動力は何だったのかといえ、選挙制度を変えてくれということではなくて、政治を変えてくれ、特に政治家を信頼できるようにしてくれ、信頼できない政治では困るということであつたと思っております。そういう意味で、今回の選挙制度改革というものは、あくまでもその政治を変えるための必要条件ではあつても十分条件ではない、まだまだこれからやらなければならないことがたくさんある。

そういう意味で、この段階で総理に、本当は時間があれば幾つかこれからやっていただきたいことを申し上げて、その御見解をお伺いしたいのでございますが、時間がございませぬので、公職選挙法の点に絞って私の考えと、総理の御見解をお伺いしたいと思っております。

それに先立ちまして、まず自治省に確認をさせていただきたいのですが、選挙の際にウグイス嬢に支払うことのできる日当というものは上限幾らでございますか。

○佐野(徹)政府委員 現行の公職選挙法におきましては、専ら車上または船舶上における選挙運動のために使用する者、いわゆるウグイス嬢に対しては、「一人一日につき政令で定める基準に従い当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が定める額の報酬を支給」できるというようにされておまして、その基準は施行令におきまして一人一日につき一万五千円以内と規定されておるところでございます。

○枝野委員 この一万五千円という金額は、私の場合はスタッフも非常に少ない選挙をやりましたので、自分でもかなり切詰めておりましたのでよく知っておりますが、現実問題として、いわゆるブロのウグイス嬢の方を雇ってお願ひをするとなると、到底一万五千円では働いてくれる方はいらっ

しゃいません。現実には二万円、三万円というお金を払わないと、いわゆる専門の方というのは仕事をしていたくないというのが現実でございす。私は、やむなく私自身がマイクを握り、それからボランティアのスタッフにマイクを握ってもらって前回の選挙は切り抜けましたけれども、現実問題としてこのような法律がある、制度があるということとは、まじめにきちんとした選挙をやろうと思っても、それができないという制度になっているのではないかと思います。

あるいはまた、例えばよく選挙事務所にお酒の瓶が、一升瓶がたくさん並ぶことがございす。選挙のときになると、陣中見舞いと称して一升瓶をたくさん抱えてきて支援者の方が並べていくというようなことがございす。私も一応弁護士に端くれでございすので、公職選挙法を読む限りにおいては、選挙運動に際してお酒類を政治家の側が出すことはもちろん、受け取ることも禁じられていて法律上なっております。いろいろと理屈をつけてうまくすり抜けているということなんでございす。選挙のときに一升瓶をもらってはいけないというルールがありながら、現実問題として選挙事務所に一升瓶が並んでいる。このあたり、現実と法制度の矛盾というものが非常によく出ていて考えております。

規制あるいは制限というものはどういうふうにかえたらいいの、いろいろ考え方はあるとは思いますが、一つには、たくさんがんにがらに縛ることによってできるだけ適正化、公平化を図っていくというの、それは一つの考え方だろうとは思いますが。しかしながら、現状の公職選挙法を見ると、そして選挙の現実を見ると、幾ら規制をかけても、幾ら縛りをつけても、現実には守っていない制度がたくさんある。そして、ある場合には、守ることが事実上不可能な規制がたくさんある。これは私自身、前回生まれて初めて選挙というものをやってみて率直に感じたこととございす。これは恐らく多くのほかの議員の皆さんも感じていらっしゃるのではないかなと思

うふうに思っております。

政治改革の原点であります政治家が国民から信頼されるようになるということを考えたときに、この公職選挙法の現状というものをしっかりと見詰めた上で、私は、守らなかならない最低限のところといたしますか、大事なポイントはきちんと守っていただく、そのかわり、守ることが現実には不可能な制度というものはある程度現状に合わせ、ある意味では緩めるということになるのかも知れませんが、そういう方向で改正をしていく、そしてそうやって残ったその最低限の大切な規制については、これはもう絶対に破らせない、違反があったら間違いなく摘発して処分をする、こういった方向で公職選挙法というものを全体を見詰め直す必要があるのではないかと、私はそのように考えております。

もう一点つけ加えるならば、現状の公職選挙法は、私も一応弁護士の資格を持っておりますが、私が見ても、条文を読んだだけでは何がどう規制されているのか、何が書いてあるのか、弁護士が読んでもわからないというふうな、非常に枝番がたくさんあります。そういった点からも公職選挙法全体を見詰め直す、見直す時期に来ているのではないかとこのように考えております。

ぜひこういった方向で、これは特に公職選挙法全体を見直すということになりますと、政治の側が、議会の側が一生懸命やることも大事でございすが、この膨大な公職選挙法の全体像を見てきちんとした整理をしていくということになりますと、自治省を中心として政府の側が、かなり御協力いただくというかインシアチブの一端を握っていた方がいいという問題だと思っております。で、ぜひこういった点を踏まえて、今後さらに政治改革を推進していただきたいと思っております。ぜひ総理の御見解をお聞かせください。

○野中事務大臣 委員御承知のように、公職選挙法におきましては、公平公正な選挙の確保、腐敗行為の防止などの見地から、選挙運動に関しま

ざまな規則が設けられておるところでございすが、これらの諸規定につきましては、従来から、選挙の実態を踏まえ、各党各会派の御議論を今委員がおっしゃいましたようにいたいただきながら、改正が行われてきた経過があるわけでございす。

御指摘の幾つかの意見は非常に貴重な意見であると思っておりますが、事柄の性格上、委員がおっしゃいましたように、各党各会派において御議論をいただき、自治省といたしましても、また裏方としてお手伝いをしてまいりたいと考えております。

○村山内閣総理大臣 委員が言われる意味はわからないでもない、わかります。これは、今度のこの公職選挙法の改正で選挙運動日も短縮されたこととで、この法定制限額というのは、これは政令で決めることになっておりますから、議会の議論も十分踏まえた上でそれなりの検討と判断をされるものだ、またしなやかならぬというふうに思っております。

〔加藤忠〕委員長代理退席、委員長着席

○枝野委員 短い時間で、もう時間でございますが、ぜひ総理には、そういった立場での御答弁は総理という立場からできないと思っておりますが、政権を支える与党の党首という立場でもいっしやいますので、ぜひリーダーシップを発揮していただき、本来の政治改革の目的が達成できたというふうな胸を張れるような状況を一日も早くつくっていただくために、頑張ってくださいとお願い申し上げます。私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○松永委員長 東中光雄君。

○東中委員 総理に伺います。

総理が今度の所信演説で、「政治腐敗や政官業の癒着構造などに起因する国民の政治不信を払拭し、真に国民の利益を代弁する健全な政党政治を確立する」ということを言われておるのですが、政治腐敗やそれから政官財の癒着で、やはり一番

根源になるのは企業や団体の献金というふうには思っております。企業・団体献金を禁止すべきであるというふうには総理はお考えになるのか、いや企業・団体献金は残しておくべきものかというふうにお考えなのか、ひとつ企業・団体献金そのものについて総理の御所見をお伺いしたいと思います。

○村山内閣総理大臣 委員御案内のように、今度の政治改革の一環として、企業等の団体献金は、政党、政治資金団体並びに資金管理団体以外の者に対しては一切禁止をするということにされたわけでありす。そんな意味では、私は一歩も二歩も前進ができたのではないかとこのように思っております。

同時に、この改正案の中では、五年後に、五年を経過した場合には、資金管理団体に対するものは禁止措置を講ずるとともに、政党、政治資金団体に対する献金のあり方についても見直しを行うこととされておられて、廃止を含め検討がされるということになっておりますから、その意思は十分私はあらわれておるというふうに考えています。

○東中委員 総理自身は企業・団体献金は禁止すべきであるというふうにお考えになっておってそういう制度になっておることなのか、体制上そうなっておるというだけなのかということを実はただしたいわけなんです、私ちょっと調べてみたら、池田内閣のとき、一九六一年に選挙制度審議会が、調査会から審議会に変わりました、第一次答申で言っておることは、「選挙に関する寄附及び政治資金の規正の合理化」ということとで、「会社、労働組合その他の団体が選挙又は政治活動に際し寄附をすることは禁止すべきものである」という命題が出てくるんですよ。その実施の時期は引き続き検討する、こういうふうになっていったのです。これは六一年ですから、三十何年前ですか。そして、六三年の第二次審議会の答申では、今度は、政治資金及び選挙資金の拠出は個人に限るようになる、それから、会社、労

勸組合の寄附は禁止するという点は前に決めたものを再確認をする、こうなっているのです。その次の六七年四月の第五次答申でも、同じようにそういうふうに出て、そして、「おおむね五箇年を目途として個人献金と党費により」政党等の運営が行われるようにする、ここで五カ年というところが出てくるわけです。それから三木内閣のときに、いろいろ制限が加えられましたけれども、また五カ年たつたら見直すということなんです。今度はまた同じことを言うておるのです。

だから、三十数年前から言うておった、企業・団体献金は禁止すべきものなんだ、ただ、實際上それに依拠していることがあるので過渡的にどうのこうのといつて延ばしてきたものを、最近では逆に、企業・団体献金はそれ自体は悪ではないんだという開き直りがあつたり、そういう格好になつてきておるのですが、このところは、一歩踏み出したとおっしゃいますけれども、三十二、三年前から言うておることと同じことがまた五年という格好で出てきているという状態なんで、ひとつ本間に企業・団体献金を切る、禁止するということをやらねば。そういう点をどう思われるか、ちよつと五年先、五年先でも三十三年たつて、また五年先ではどうもいけませんので、決意のほどをお聞かせ下さい。

○村山内閣総理大臣 今申し上げましたように、単に五年先に見直しをするというだけではなくて、五年を経過した場合には、資金管理団体に対するものは、これは禁止をするわけですから、さらに歯どめをかけるわけですよ。そしてさらに、廃止を含め検討がされるというふうになつておりますから、私はそういう方向に進むものだといふふうに思っております。

○東中委員 それが実は前から、禁止する、禁止の時期は検討するで来たのですよ。今は廃止を含め、こうなっているのです。そういう点で、従来と同じようなことになりはせぬかということに非常に憂えるわけでありまして、この点に關しまして、去年の九月に経団連が、

この政治資金の關係で発言をしました。それによると、「企業献金については、公的助成や個人献金を促進しつつ、一定期間の後、廃止を含めて見直す」ということが、これは見解が公表されました。そのころはまだ企業献金禁止の方が、社会党を含めまして非常に強かつたわけですね。

ところが、最近はその態度が変わりました。もう御承知のとおりであります。川勝さんの、経団連政治・企業委員会の委員長の見解では、「企業献金を廃止するといえは歯切れが悪いが、現実には難しい」「政治を良い方向へもつていくためには、発言の機会を持つ必要がある。要するに、企業側が自分たちが見ていいと思う政治の方向へ持つていくためには発言権を確保しなければいかぬ、そのために企業献金が必要なんだ」という趣旨のことを発言されて、これは新聞なんかでも、社説なんかでいろいろ意見が言われています。

こういう傾向に、企業献金禁止、団体献金禁止という、すべきであるという方向がちゃんとしていけばこういうことにならないのに、逆に戻つてきているということがありますので、この所信からいきましても、ぜひ企業・団体献金は禁止すべきである。そういう、企業の発言権を確保するために献金をするんだ、企業の金の力で政治を動かしていくんだ、こんなことが公然と言われているようなことではぐあいが悪い、こう思うのです。が、重ねて総理の見解を伺つて質問を終わりたいと思ひます。

○村山内閣総理大臣 これまでの経緯を振り返つてみて、企業献金と利権と絡まつて腐敗が生じるというふうなことがあつてはならないという意味でいろいろ意見が出され、企業献金はやはりやめるべきではないか、こういう意見も出ています。私は、私はそのとおりだと思います。やはり献金というのは、本来、有権者個人が政治に対してやり関心を持つてもらう、そして主権者としての権利を行使してもらうという意味で、それは個人献金に主体を置くことが一番正しいと私は思ひます。

す。これは個人的な見解でそう思ひます。しかし、国会の中で議論していただいて、そして今回の政治改革の中では、一定の歯どめをかける意味で企業献金については改正がなされた、そして五年後にさらに見直しをして廃止の方向も含めて検討する、こういうふうになつておるわけでありまして、その方向について、私もこれはこれからは真剣な検討を国会の中でもやっていただきたいというふうに思ひますし、私もこれからは国会の意思を十分そんたくをして努力をさせていただきます。

○東中委員 時間ですから、終わります。

○松永委員長 これにて各案に対する質疑は終局いたしました。

○松永委員長 この際、三塚博君外二十九名提出、公職選挙法の一部を改正する法律案及び保岡興治君外十名提出、公職選挙法の一部を改正する法律案の両案に対し、古賀誠君外八名から、自由民主党、改革、日本社会党・護憲民主連合及び新党さきがけの共同提案による両案を併合して一案とする修正案が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。古賀誠君。

公職選挙法の一部を改正する法律案に対する併合修正案
〔本号末尾に掲載〕

○古賀(誠)委員 ただいま議題となりました三塚博君外二十九名提出の公職選挙法の一部を改正する法律案及び保岡興治君外十名提出の公職選挙法の一部を改正する法律案に対する併合修正案の趣旨及びその内容の概略について御説明申し上げます。

両法律案は、いずれも組織的選挙運動管理者等に係る連座制を創設することを主な内容としたし

ておりますが、両法律案のこれ以外の内容を比較いたしますと、おおむね次の四点で相違しております。

一 三塚博君外二十九名提出の法律案、すなわち前案は重複立候補者に対する連座制について措置しているのに対し、保岡興治君外十名提出の法律案、すなわち後案はこれを規定していないこと

二 後案は組織的選挙運動管理者等に係る買収罪等の法定刑を加重しているのに対し、前案はこれを規定していないこと

三 前案は選挙運動に関する支出の制限規定の適用の明確化について措置しているのに対し、後案はこれを規定していないこと

四 衆議院議員の選挙以外の選挙についての適用の時期について、前案は総選挙または通常選挙のいずれか早い公示日以後にその期日を公示されたまたは告示される選挙から適用することとしているのに対し、後案は施行日以後その期日を公示されたまたは告示される選挙から適用することとしていること

しかしながら、両法律案の提出者は、両法律案に共通している組織的選挙運動管理者等に係る連座制については、選挙浄化の徹底に際し、これを衆議院議員の新しい選挙制度の発足に際し、これをぜひとも実現すべきであるという観点から、両法律案に対する修正について鋭意協議を重ねたところでありまして、

この結果、両法律案の内容のうち、組織的選挙運動管理者等に係る連座制の創設及び重複立候補者に対する連座制の強化はこれをとることとし、組織的選挙運動管理者等に係る買収罪等の法定刑の加重及び選挙運動に関する支出の制限規定の適用の明確化は今後の検討課題として今回はこれを行わないこととし、あわせて、適用の時期については所要の調整を行うことで意見の一致を見ました。また、法律案の修正については、両法律案を併合して行うこととし、併合修正案の提出は両法

律案の提出者が共同して行うこととなりました。以上に基づき、ここに本併合修正案を提出した次第であります。

次に、併合修正案の内容の概略について御説明申し上げます。

第一は、組織的選挙運動管理者等に係る連座制の強化についてであります。

公職の候補者等の選挙浄化に対する責任を問うという新たな観点から、候補者等と意思を通じて組織により行われる選挙運動において、選挙運動の計画の立案調整または選挙運動に従事する者の指揮監督その他選挙運動の管理を行う者を「組織的選挙運動管理者等」として位置づけ、組織的選挙運動管理者等が買収罪等を犯して禁錮以上の刑に処せられたときは、候補者等の当選は無効とするともに、連座裁判の確定の時から五年間当該候補者等の立候補を制限することとしたしております。また、この場合において、当該候補者等が衆議院議員の選挙における重複立候補者であつて、比例代表選挙の当選人となつたときは、当該比例代表選挙の当選は無効とする事としたしております。

次に、組織的選挙運動管理者等に係る連座制の適用の免責についてであります。組織的選挙運動管理者等の買収罪等に該当する行為が、とりもたずは返りにより行われたものであるときは、またはそのような行為を防止するため候補者等が相当の注意を怠らなかつたときは、連座制を適用しないこととしたしております。

第二は、重複立候補者に対する連座制の強化についてであります。さきに述べた組織的選挙運動管理者等に係る連座制以外の連座制についてであります。衆議院議員の選挙における重複立候補者が比例代表選挙の当選人となつた場合において、当該当選人については、小選挙区選挙において連座制の適用があることとは、当該比例代表選挙の当選は無効とする事としたしております。この場合において、連座制の対象となる罪に該当する行為が、とりもたずは返りにより行われたものであるときは、当該当選は無効とし、この法律の施行期日及び適用の時期についてであります。

第三は、この法律の施行期日及び適用の時期についてであります。

この法律は、公職選挙法の一部を改正する法律（平成六年法律第二号）の施行の日から施行するものとし、衆議院議員の選挙については施行日以後初めてその期日を公示される総選挙から、参議院議員の選挙については施行日以後その期日を公示されまたは告示される選挙から、その他の選挙については平成七年三月一日以後その期日を告示される選挙から適用するものとしたしております。

以上が、本併合修正案の趣旨及び内容の概略であります。何とぞ御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○松永委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

○松永委員長 これより各案及び古賀誠君外八名提出の併合修正案を一括して討論に入ります。

討論の申し出がありますので、順次これを許します。三原朝彦君。

○三原委員 私、自由民主党、日本社会党、護憲民主連合及び新党さきがけの与党三党を代表して、ただいま議題となりました内閣から提出された公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案、いわゆる区割り法案、並びに与党三党及び改革からそれぞれ提出された公職選挙法の一部を改正する法律案に対する両案の併合修正案に対して賛成の討論を行うものであります。

まず、公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案、いわゆる区割り法案について賛成の意見を申し上げます。

この法案は、委員各位御高承のとおり、衆議院議員選挙区画定審議会が四カ月にわたる公正な審

議を経て去る八月十一日に行つた衆議院小選挙区選出議員の選挙区画定案についての勧告を受け、衆議院小選挙区選出議員の選挙区を定めようとするものであります。

まず、衆議院小選挙区選出議員の選挙区につきましても、その内容は、衆議院議員選挙区画定審議会の勧告をそのまま法案化したものであります。国会としても公正な第三者機関の勧告に基づくものであることを全面的に尊重して、その成立を期することは当然のことと考えるものであります。

また、いわゆる周知期間につきましては、既に成立しております公選法改正法が十分な周知期間を経て施行されるべきであると考えたものであります。政府案のとおり、今回の改正を含めた改正法全体の施行日が、公布の日から起算して一カ月を経過した日とすることは妥当であると考えます。

引き続きまして、与党と改革から提出の公職選挙法の一部を改正する法律案に対する両案の併合修正案について賛成の意見を申し上げます。

本日に至るまで、与党三党並びに改革提出の両法律案の合意点を見出すべく関係各位の御努力が重ねられ、このたび併合修正案として取りまとめられたことは、委員各位御高承のとおりであります。これは、両法律案に共通している組織的選挙運動管理者等に係る連座制については、選挙腐敗の風土の一掃を期するため、衆議院に新しい選挙制度が導入されるこの機会に、これをぜひとも実現すべきであるとの熱意のあらわれであり、一定の成果を上げ得たことに私は高い評価をいたすものであります。

まず、組織的選挙運動管理者等に係る連座制及び重複立候補者に対する連座制の強化につきましても、このような組織的選挙運動管理者等が買収罪等の選挙犯罪を犯し禁錮以上の刑に処せられたときには、買収等の行為が、とりもたずは返りにより行われたとき、または公職の候補者等本人が買収行為等防止の注意を尽くしたときを除いて、当選無効及び立候補禁止並びに重複立候補者については比例代表選挙における当選無効とするものであり、免責措置を含めて、連座制を真に実効あるものとする措置であると考えます。より一層の選挙浄化を図る観点から、これを認めることは当然であると考えます。

また、この法律の適用の時期につきましては、衆議院議員の選挙は施行日以後初めてその期日を公示される総選挙から、参議院議員の選挙は施行日以後その期日を公示または告示される選挙から、その他の選挙は平成七年三月一日以後その期日を告示される選挙から適用することとされており、妥当なものと考えます。連座制は地方選挙を含むすべての公職の候補者等の選挙に及ぶものであり、国民、有権者の本格的な意識改革を伴わなければなりません。この際、改めて国民への徹底的な啓蒙活動が必要であることをつけ加えておきたいと存じます。

以上、いわゆる区割り法案と公職選挙法の一部を改正する法律案に対する両案の併合修正案についての賛成討論といたします。

賛成討論を終えるに当たり、一言申し上げたいことがございます。

今日、政治改革法は一つの節目を迎えた、これが、六年にわたるこの難事業に携わってきた私の胸の中にある率直な感慨であります。しかしながら同時に、我が国議会制民主主義、政党政治のさらなる発展のため、我々国会議員はたゆまぬ政治改革への努力を傾注する必要があることを強く訴え、私の意見の表明を終えます。

○松永委員長 笹川君。

○笹川委員 私は、統一会派改革を代表して、ただいま議題となりました内閣提出の小選挙区の区割り法を定める公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案及び古賀誠君外八名提出の連座制の強化に係る併合修正案に対して賛成の討論を行います。

まず、小選挙区の区割りを定める法律案についてであります。

今回提案されている区割り案は、衆議院議員選挙区画定審議会設置法に基づいて設置された審議会が勧告されたものとのみであります。御承知のとおり、審議会の委員の任命については国会が同意を与えているところであり、国会としては、公正な第三者機関である審議会に区割り案の作成をお願いした以上、特別の事情がない限り、審議会が誠心誠意審議されて得られた結論を最大限尊重すべきであることは当然であります。したがって、私は、審議会の勧告のとおり区割りを内容とする本法律案に賛成するものであります。

将来の問題として、十年ごとの国勢調査の結果等に基づいて、審議会から小選挙区の区割りの改定の勧告がなされることとなりますが、その場合においても、国会は、審議会の勧告を最大限尊重して、特別の事情のない限りそのまま立法するというルールを確立すべきであると考えますので、この際、特に申し上げておきます。

なお、今回の区割り案において、小選挙区間の人口の最大格差は二・一三七倍となっておりますが、これは、審議会設置法において、小選挙区定数の配分に当たっては、まず各都道府県にそれぞれ一人を配分すると定めたことによるやむを得ない結果でありまして、最大格差が二倍を超えることとの可否の問題は、審議会設置法の審議の段階において論すべきであった問題であると考えます。また、最大格差が二倍を超えることについて、憲法上問題があるという議論がありますが、参考人からも述べられたように、この区割り案は、二倍を基本として定められておりますので、二倍を若干超えたからといって憲法に違反することとはならないものと考えます。

次に、連座制の強化に係る併合修正案についてであります。

選挙の腐敗防止の徹底は、緊急の課題であります。今回、与党各党及び改革からほぼ同じ趣旨の法律案が提出され、両者間で細部の調整が行われて、両者の意見の一致を見るに至ったわけであり

ますが、その間における関係者の御努力に敬意を表したいと思います。

併合修正案による公職選挙法の改正が行われた場合、候補者も、選挙運動に従事する人々も、そのほかの支持団体の人々も、すべて買収罪等に該当する行為を行うことのないよう最大限の注意を払わなければならないこととなりますが、これは、公正な選挙が議会制民主政治の基盤であることから考えても、当然に必要なことであると思います。

今回の連座制の強化を契機として、選挙浄化の徹底が一層進展いたしますことを心から願っています。この併合修正案に賛意を表するものであります。

六年越しの政治改革論議は、今日、ようやくその決着を見ようとしております。しかしながら、これは、政治改革の終着点ではなく、まさに出発点であります。ここに整備された新しい仕組みのもとにおいて、新しい時代にふさわしい新しい政治を実現していくことは、我々政治家一人一人に課せられた大きな課題であります。このような意味で、二十一世紀に向けて新しい出発をするのだという覚悟を新たにしていることを申し上げて、賛成討論といたします。

○松永委員長 東中光雄君。

○東中委員 私は、日本共産党を代表して、小選挙区制区割り法案に反対する討論を行います。

今回の区割り法案は、小選挙区並立制を柱とする一連のいわゆる政治改革関連法を完成させるための実施法であり、かつ、小選挙区三百の区割り画定法であります。

我が党がかねて指摘してきたように、小選挙区制は、選挙制度の基本原則である民意の公正な議席への反映をゆがめて、比較多数党が虚構の多数を得ることで強権政治を推し進めようとするものであります。しかも、こうした選挙制度の改悪が、金権腐敗政治の一掃を求める国民の願いを逆手にとって、中選挙区制が諸悪の根源などと言って、腐敗の根源である企業・団体献金は温存

したまま、政治改革の美名のもとに自民党と旧連立諸党の密室談合によって推し進められてきたのであります。我が党は、国民主権と議会制民主主義を踏みにじる小選挙区制と憲法違反の政党助成を実施するための区割り法案に強く反対するものであります。

区割り法案の最大の問題は、憲法の保障する投票価値の平等について許容しがたい不平等を生じさせる点であります。三百の小選挙区間の一票の格差が二倍を超える選挙区は、九〇年国勢調査人口によれば二十八、また最新の住民基本台帳人口では実に四十一に上っているものであります。

投票価値の平等は、憲法十四条、十五条の保障する国民の基本的権利であり、国会が制定する選挙制度の仕組みを定める法律が投票価値の平等という憲法の要請を損なうことがあってはならないのであります。投票価値の平等は、数値で示すならば当然一対一となるものであつて、格差が一対二以上となった場合は、選挙区を異にする選挙人に對し、一方では一人に一票しか与えないのに、他方で一人に二票以上を与える結果となり、明白に平等の原則に反することとなるのであります。

したがって、格差二倍を超える今回の小選挙区制の区割り法案が違憲のそしりを免れ得ないことは、昨日の憲法学者の参考人質疑によっても明らかであります。

もともと小選挙区制は、多くの死票を生み出し、国民の多様な意思の議会への反映を切り捨てる制度であり、その上、制度の発足時からの二倍を超える格差を持つということとは、国民主権と投票価値の平等という憲法原則を二重三重に踏みにじる違憲の立法であつて、断じて許すことができないのであります。

なお、腐敗防止法案について言えば、この法案は、腐敗防止を言いながら、選挙の腐敗行為に限り、日常的な政治活動の腐敗防止、すなわち企業・団体献金の全面禁止に手をつけないという不十分なものでありまして、提案された内容は、連座制の強化を求めてきた我が党の主張に反

するものではなく、賛成であります。

最後に、かつて戦前に二回にわたり実施された小選挙区制は、いずれもその実施の始まりの段階から、狭小な選挙区内での金権、買収、利益誘導による政治の荒廃に対するふんまんが巻き起こって、短期間でいずれも廃止されました。国民主権の原則に反する最悪の選挙制度・小選挙区制は、必ず国民の反対で早期に廃止されるべきものであります。我々は小選挙区制の廃止に全力を挙げることを表明しまして、討論を終わります。

○松永委員長 これにて討論は終局いたしました。

○松永委員長 これより採決に入ります。

まず、内閣提出、公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○松永委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、三塚博君外二十九名提出、公職選挙法の一部を改正する法律案及び保岡興治君外十名提出、公職選挙法の一部を改正する法律案の両案に對し、古賀誠君外八名から提出された両案を併合する修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○松永委員長 起立総員。よつて、両案は併合して一案とし、修正議決すべきものと決しました。

○松永委員長 この際、大原一三君外三名から、自由民主党、改革、日本社会党・護憲民主連合及び新党さきがけの共同提案により、ただいま議決いたしました内閣提出、公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案に對し附帯決議を付すべしとの動議並びに加藤卓一君外三名から、自由民主党、改革、日本社会党・護憲民主連

合及び新党さきがけの共同提案により、ただいま併合修正議決いたしました三塚博君外二十九名提出、公職選挙法の一部を改正する法律案及び保岡興治君外十名提出、公職選挙法の一部を改正する法律案に対し附帯決議を付すべしとの動議がそれぞれ提出されております。

提出者から順次趣旨の説明を求めます。堀込征雄君。

○堀込委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表して案文を朗読いたします。

公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案) 衆議院議員の小選挙区の区割りを定めることにより、ここに政治改革関連法は施行の段階を迎えることとなるが、政治改革は、これにとどまることなく、引き続き推進する必要がある。小選挙区の区割り及びその他の事項について、それぞれ次のとおり所要の措置を講ずるものとする。

一 小選挙区間の人口の格差については、衆議院議員選挙区画定審議会設置法において、二倍以上とならないようにすることを基本とする。とされているので、今後審議会が改定案の勧告を行うに当たっては、小選挙区間の人口の格差ができる限り二倍未満となるよう努めるものとする。また、各選挙区の人口の著しい不均衡その他特別の事情が生じたときは、審議会は、十年ごとに行われる国勢調査の結果を待つことなく、五年目に行われる国勢調査(簡易調査)の結果により、小選挙区の改定の勧告を行うものとする。二 在外邦人の選挙権行使の確保、選挙権年齢の満十八歳への引下げ、公開された政治資金収支報告書の複写、政党交付金の交付限度額のあり方について、今後引き続き検討するものとする。何とぞ委員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○松永委員長 次に、田端正広君。○田端委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表して案文を朗読いたします。

公職選挙法の一部を改正する法律案(三塚博君外二十九名提出)(併合修正)に対する附帯決議(案)

連座制の強化等に関し、次の事項について、それぞれ所要の措置を講ずるものとする。

一 組織的選挙運動管理者等に係る連座制の創設及び重複立候補者に対する連座制の適用の強化は、選挙浄化の徹底を期するためのものである。政府は、本委員会における審査の過程において明らかにされた立法趣旨等を十分踏まえ、その適正な施行を図るとともに、立法の趣旨及び内容の周知徹底について、万全を期するものとする。

二 公職選挙法違反の取締りに関しては、今回の連座制の強化に伴い、その影響が一層広い範囲に及ぶこととなるので、政府は、従来に増して厳正公平を旨としてこれに当たるとともに、国民の選挙運動への自発的参加を損なうことのないよう十分留意するものとする。

三 組織的選挙運動管理者等に係る買収罪等に対する罰則のあり方については、連座制の速やかな適用のための方策を含め、今後引き続き検討するものとする。

四 選挙運動に関する支出の制限のあり方については、政党の行う選挙運動に関する支出の取扱いを含め、今後引き続き検討するものとする。

何とぞ委員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。○松永委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

まず、内閣提出、公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案に対し附帯決議を付するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立) ○松永委員長 起立多数。よって、附帯決議を付することに決しました。

次に、併合修正議決いたしました三塚博君外二十九名提出、公職選挙法の一部を改正する法律案及び保岡興治君外十名提出、公職選挙法の一部を改正する法律案に対し附帯決議を付するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立) ○松永委員長 起立総員。よって、附帯決議を付することに決しました。

この際、政府から発言を求められておりますので、これを許します。野中自治大臣。○野中自治大臣 ただいまの附帯決議につきましては、政府といたしましても、その御趣旨を踏まえ、適切に対処してまいりたいと存じます。

○松永委員長 お諮りいたします。ただいま議決いたしました各案の委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり) ○松永委員長 御異議なしと認めます。よって、そのとおり決しました。

【報告書は附録に掲載】

○松永委員長 次に、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律案起草の件について議事を進めます。本起草案の趣旨の説明及び発言は先刻終了いたしましたので、これより採決いたします。

政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律案起草の件につきましては、先刻配付いたしました起草案を本委員会の成案とし、これを委員会提出の法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立) ○松永委員長 起立多数。よって、そのとおり決しました。お諮りいたします。本法律案の提出手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり) ○松永委員長 御異議なしと認めます。よって、そのとおり決しました。

○松永委員長 この際、本法律案の提出に当たり、自見庄三郎君外三名から、自由民主党、改革、日本社会党・護憲民主連合及び新党さきがけの共同提案による政党の政治活動の自由に関する件について決議されたいとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。自見庄三郎君。○自見委員 ただいま議題となりました決議案につきまして、提出者を代表して案文を朗読いたします。

政党の政治活動の自由に関する決議(案) 本委員会は、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律案を提出することに決した。

本案は、一定の要件に該当する政党に法人格を付与することによって、政党の財産の所有、維持運用その他業務の運営に資することとし、もって政党の政治活動の健全な発達と民主政治の健全な発展に寄与することを旨とするものであるが、この法律の制定によって、政党の政治活動の自由が侵害されることがあってはならない。

よって、政府及び関係機関は、この法律の施行に当たっては、政党の政治活動の自由を最大限尊重する姿勢で臨むべきである。

右決議する。

何とぞ委員各位の御賛同をよろしくお願いをいたします。

○松永委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○松永委員長 起立多数。よって、本件は本委員会の決議とするに決しました。

この際、政府から発言を求められておりますので、これを許します。野中自治大臣。

○野中中国務大臣 ただいまの決議につきまして、政府といたしましても、その御趣旨を踏まえ、適切に対処してまいりたいと存じます。

○松永委員長 お諮りいたします。

ただいまの決議の議長に対する報告及び関係当局への参考送付等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松永委員長 御異議なしと認めます。よって、そのとおり決しました。

○松永委員長 次に、内閣提出、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。野中自治大臣。

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○野中中国務大臣 ただいま議題となりました地方

公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案につきまして、提案理由とその内容の概略を御説明申し上げます。

この法律案は、全国多数の地方公共団体の議会の議員または長の任期が平成七年三月、四月または五月中に満了することとなりますので、国民の地方選挙に対する関心を高めるとともに、選挙の円滑な執行と執行経費の節減を図るため、これらの選挙の期日を統一し、これに伴う公職選挙法の特例を定め、その他所要の規定の整備を行うとするものであります。

以上が、この法律案を提出いたしました理由であります。

次に、この法律案の内容の概略につきまして御説明申し上げます。

第一に、期日を統一する選挙の範囲につきましては、(一)明年三月から五月までの間に任期が満了することが予定されている地方公共団体の議会の議員または長について、その任期満了による選挙を三月以後に行う場合、(二)これらの議会の議員または長については、任期満了による選挙以外の選挙を行うべき事由が発生し、三月から五月の間にその選挙を行うこととなる場合及び(三)明年三月から五月までの間に任期が満了することが予定されていない地方公共団体の議会の議員または長について、選挙を行うべき事由が発生し、三月から五月の間にその選挙を行うこととなる場合について、これらの選挙の期日を統一することといたしております。

第二に、選挙の期日につきましては、都道府県及び指定都市の議会の議員及び長の選挙については四月九日とし、指定都市以外の市、町村及び特別区の議会の議員及び長の選挙については四月二十三日とし、いずれの期日も日曜日といたしております。

第三に、この法律の規定により統一した期日に行われる各選挙は、同時選挙の手続によって行うものとして選挙管理事務の簡素化を図るとともに、都道府県の選挙の候補者となった者は、関係

地域において行われる市区町村の選挙の候補者となることのできないこと、任期満了による選挙について寄附等の禁止期間を各選挙の期日前九十日から選挙の期日までの期間とすること、都道府県の議会の議員の選挙に立候補するために退職する市区町村の議会の議員について共済給付金の計算上不利がないようにすること等必要な特例を設けております。

以上が、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案の提案理由及びその内容の概略であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○松永委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

○松永委員長 本案につきましては、質疑及び討論ともに申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

内閣提出、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○松永委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案の委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松永委員長 御異議なしと認めます。よって、そのとおり決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○松永委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時八分散会

政交交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律案

政交交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律

目次

第一章 総則(第一条―第四条)

第二章 法人の設立等(第五条―第八条)

第三章 法人の管理(第九条)

第四章 法人の解散等(第十条―第十二条)

第五章 税法上の特例(第十三条)

第六章 雑則(第十四条―第十五条)

第七章 罰則(第十六条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、議会制民主政治における政党の機能及び社会的責務の重要性にかんがみ、政党が財産を所有し、これを維持運用し、その他その目的達成のための業務を運営することに資するため、政党交付金の交付を受ける政党等に法律上の能力を与え、政党の政治活動の健全な発達を促進を図り、もって民主政治の健全な発達に寄与することを目的とする。

(解釈規定)

第二条 この法律のいかなる規定も、政党の政治活動の自由を制限するものと解釈してはならない。

(定義)

第三条 この法律において「政党」とは、政治団体(政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第三条第一項に規定する政治団体をいう。以下同じ。)のうち、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 当該政治団体に所属する衆議院議員又は参

議院議員を五人以上有するもの

二 前号の規定に該当する政治団体に所属していない衆議院議員又は参議院議員を有するもので、直近において行われた衆議院議員の総選挙(以下単に「総選挙」という。)における小選挙区選出議員の選挙若しくは比例代表選出議員の選挙又は直近において行われた参議院議員の通常選挙(以下単に「通常選挙」という。)若しくは当該通常選挙の直近において行われた通常選挙における比例代表選出議員の選挙若しくは選挙区選出議員の選挙における当該政治団体の得票総数が当該選挙における有効投票の総数の百分の二以上であるもの

2 前項各号の規定は、他の政党(政治資金規正法第六條第一項(同条第五項において準用する場合を含む。))の規定により政党である旨の届出をしたものに限る。に所属している衆議院議員又は参議院議員が所属している政治団体については、適用しない。

(法人格の取得等)

第四條 中央選挙管理会の確認を受けた政党は、その主たる事務所の所在地において登記することにより、法人となる。

2 この法律の規定により登記しなければならぬ事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

第二章 法人の設立等

(確認)

第五條 政党は、次に掲げる事項を中央選挙管理会に届け出て、中央選挙管理会の確認を受けることができる。

一 名称

二 目的

三 主たる事務所の所在地

四 代表権を有する者の氏名及び住所

五 解散の事由を定めたときは、その事由

六 所属する衆議院議員又は参議院議員の氏名、住所及び衆議院の小選挙区選出議員若しくは比例代表選出議員又は参議院の比例代表

選出議員若しくは選挙区選出議員の別並びに当該衆議院議員又は参議院議員が選出された選挙の期日

七 第三條第一項第二号に該当する政党としてこの項の規定による届出をするものにあつては、直近において行われた総選挙における小選挙区選出議員の選挙若しくは比例代表選出議員の選挙又は直近において行われた通常選挙若しくは当該通常選挙の直近において行われた通常選挙の比例代表選出議員の選挙若しくは選挙区選出議員の選挙における当該政党の得票総数

2 政党は、前項各号に掲げる事項を届け出る場合には、次に掲げる文書を併せて提出しなければならない。

一 綱領その他の当該政党の目的、基本政策等を記載した文書

二 党則、規約その他の当該政党の組織、管理運営等に関する事項を記載した文書(以下「党則等」という。)

三 当該政党に所属する衆議院議員又は参議院議員としてその氏名その他の前項第六号に掲げる事項を記載されることについての当該衆議院議員又は参議院議員の承諾書及び当該政党以外の政党に所属していないことを当該衆議院議員又は参議院議員が誓う旨の宣誓書

3 第一項の規定による届出に係る文書の様式その他の必要な事項は、自治省令で定める。

(届出に関する説明聴取等)

第六條 中央選挙管理会は、前条第一項の規定による届出書若しくは当該届出書に併せて提出する文書(以下「届出書等」という。)に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認めるときは、当該届出書等を提出した者に対して、説明を求め、又は当該届出書等の訂正を命ずることができる。

(設立の登記等)

第七條 政党は、第五條第一項の規定による中央選挙管理会の確認を受けた日の翌日から起算し

て二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、設立の登記をしなければならない。

2 前項の登記には、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一 名称

二 目的

三 主たる事務所

四 代表権を有する者の氏名及び住所

五 解散の事由を定めたときは、その事由

3 前項各号に掲げる事項に変更を生じたときは、その日の翌日から起算して二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

(民法及び非訟事件手続法の準用)

第八條 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十三條、第四十四條第一項、第四十八條及び第五十條の規定は第四條第一項の規定による法人である政党又は政治団体(以下「法人である政党等」という。)について、非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第百七十七條第一項、第百十九條から第百二十一條まで及び第百二十四條の規定は前条第一項及び第三項の規定による登記並びに法人である政党等の主たる事務所の移転の登記について、それぞれ準用する。この場合において、民法第四十三條中「定款又は寄附行為」とあるのは「綱領等」と、同法第四十四條第一項中「理事」とあるのは「代表権ヲ有スル者」と、同法第四十八條第一項中「二週間以内」とあるのは「二週間以内」と、「第四十六條第一項ニ定メタル登記ヲ為シ其他ノ事務所ヲ移転シタルトキハ旧所在地ニ於テハ三週間内ニ移転ノ登記ヲ為シ新所在地ニ於テハ四週間内ニ第四十六條第一項」とあるのは「政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第七條第二項」と、非訟事件手続法第百二十條中「定款、理事ノ資格ヲ証スル書面及び主務官庁(其権限ノ委任ヲ受ケタル行政庁ヲ含ム次条ニ於テ之ニ同ジ)ノ許可書又は其認証アル謄本」とあるのは「中央選挙管理会ノ確認ヲ受ケタルコトヲ

証スル書面」と、同法第百二十一條中「登記事項ノ変更ヲ証スル書面」とあるのは「登記事項ノ変更アリタルコトヲ証スル代表権ヲ有スル者ノ記名押印シタル書面(代表権ヲ有スル者ノ変更ノ場合ニ於テハ当該変更アリタルコトヲ証スル他ノ代表権ヲ有スル者ノ記名押印シタル書面(他ノ代表権ヲ有スル者ノ記名押印シタル書面)キトキハ当該変更アリタルコトヲ証スル代表権ヲ有シタル者及び代表権ヲ有スル二至リタル者ノ記名押印シタル書面)」と、同法第百二十四條中「同法第五十五條第一項、第五十六條乃至第五十九條、第六十二條及び第六十三條」とあるのは「同法第五十五條第一項及び第五十六條乃至第五十九條」と読み替へるものとする。

第三章 法人の管理

第九條 民法第五十二條第一項、第五十三條、第五十四條、第五十七條、第五十八條及び第五十九條第一号の規定は、法人である政党等について準用する。この場合において、同法第五十二條第一項中「理事」とあるのは「代表権ヲ有スル者」と、同法第五十三條中「理事」とあるのは「代表権ヲ有スル者」と、「定款ノ規定又は寄附行為ノ趣旨ニ違反スルコトヲ得ズ又社団法人ニ在リテハ総会ノ決議ニ従フコトヲ要ス」とあるのは「党則等(党則、規約其他ノ当該政党ノ組織、管理運営等ニ関スル事項ヲ定メタル文書ヲ謂フ以下之ニ同ジ)ノ規定ニ違反スルコトヲ得ズ」と、同法第五十四條中「理事ノ代理権」とあるのは「代表権ヲ有スル者ノ代理権」と、同法第五十七條中「理事」とあるのは「代表権ヲ有スル者」と、「代理権」とあるのは「代表権」と、「前条ノ規定ニ依リテ」とあるのは「党則等ノ定ムル所ニ依リテ」と、同法第五十八條中「定款、寄附行為又は総会ノ決議」とあるのは「党則等」と読み替へるものとする。

第四章 法人の解散等

(解散等)

第十條 法人である政党等は、任意に解散することができる。

平成六年十二月二日

2 法人である政党等は、消費税法（昭和六十二年法律第百八号）その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第三に掲げる法人とみなす。この場合において、法人である政党等が行う同法第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等については、同法第九条第

一項本文の規定は、適用しない。

3 法人である政党等は、地価税(平成三年法律第六十九号)その他地価税に関する法令の規定(同法第三十三条の規定を除く)の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。ただし、同法第六条の規定による地価税の非課税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第七号に規定する人格のない社団等とみなす。

第六章 雑則

(衆議院議員又は参議院議員の数の算定等)

第十四条 衆議院の解散若しくは衆議院議員の任期満了により衆議院議員が在任しない場合又は参議院議員の任期満了により参議院議員の一部が在任しない場合における第三条第一項第一号及び第二号に規定する衆議院議員若しくは参議院議員の数の算定又は同条第二項に規定する政治団体の取扱については、その衆議院の解散若しくは衆議院議員の任期満了により衆議院議員でなくなった者(その衆議院の解散がなく、又はその衆議院議員の任期がなお引き続いているものとしたならば、引き続き衆議院議員として在任することができる者に限る)又はその参議院議員の任期満了により参議院議員でなくなった者(その参議院議員の任期がなお引き続いているものとしたならば、引き続き参議院議員として在任することができる者に限る)は、これらの規定に規定する衆議院議員又は参議院議員に含まれるものとして、算定し、又は取り扱うものとする。

2 前項の場合においては、第五条第一項第六号の衆議院議員又は参議院議員には、前項に規定する衆議院議員でなくなった者又は同項に規定する参議院議員でなくなった者が含まれるものとして、同号の規定を適用する。

3 衆議院議員の総選挙における小選挙区選出議員の選挙又は参議院議員の通常選挙における選挙区選出議員の選挙における第三条第一項第二号及び第五条第一項第七号に規定する政治団体

の得票総数は、当該選挙の期日における届出候補者(公職選挙法昭和二十五年法律第百号)第八十六条第一項又は第八項の規定による当該政治団体の届出に係る候補者をいう)又は所属候補者(同条第七項(同条第八項の規定によりその例によることとされる場合を含む)又は同法第八十六条の四第三項(同条第五項の規定によりその例によることとされる場合を含む)の規定により当該政治団体に所属する者として記載された候補者をいう)の得票数を合算した数とする。

(得票総数の算定の特例)

第十五条 この法律における政治団体の得票総数の算定については、第三条第一項各号のいずれかに該当する二以上の政治団体が合併した場合において、第五条第一項の規定による届出をするときに当該二以上の政治団体の間で合意された合併に関する文書の写しその他自治省令で定める文書を提出したときは、当該合併後に存続する政治団体にあってはその得票総数に当該合併により解散した政治団体の得票総数を加えて得た数を、当該合併により設立される政治団体にあっては当該合併により解散した政治団体の得票総数を合算した数を、それぞれ当該政治団体の得票総数とみなす。

第七章 罰則

第十六条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、政党その他の団体の代表権を有する者又は清算人(第十二条第二項において準用する民法第七十三条に規定する財産の整理を行う者を含む)は、五十万円以下の過料に処する。

一 第五条第一項の規定による届出について不実の届出をしたとき。

二 第五条第二項の規定により提出すべき文書について不実の記載をした文書を提出したとき。

三 第七条、第十条第三項(同条第五項において準用する場合を含む)、第十一条第一項(同条第二項において準用する場合を含む)。

又は第八条において準用する民法第四十八条の規定による登記を怠り、又は不実の登記をしたとき。

四 第十二条第一項又は第二項において準用する民法第七十九条第一項又は第八十一条第一項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

五 第十二条第一項又は第二項において準用する民法第八十一条第一項の規定による破産宣告の請求を怠ったとき。

第六条の規定により求められた説明を拒み、若しくは虚偽の説明をし、又は同条の規定による命令に違反して届出書等の訂正を拒み、若しくはこれらに虚偽の訂正をした者は、五十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公職選挙法の一部を改正する法律(平成六年法律第二号)の施行の日(属する年の翌年の一月一日)から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という)から公職選挙法の一部を改正する法律の施行の日以後初めてその選挙の期日を公示される総選挙(次条において「新公職選挙法による総選挙」という)のすべての当選人について同法の規定による改正後の公職選挙法第百一条第二項又は第百一条の二第二項の規定による告示がされる日の前日までの間に於けるこの法律の適用については、第三条第一項第二号中「衆議院議員の総選挙(以下単に「総選挙」という)における小選挙区選出議員の選挙若しくは比例代表選出議員の選挙」とあるのは「衆議院議員の総選挙(以下単に「総選挙」という)と、第五条第一項第六号中「衆議院の小選挙区選出議員若しくは比例代表選出議員」とあるのは「衆議院議員」と、同項第七号中「総選挙における小選挙区選出議員の選挙若しくは比例代表選出議員の選挙」とあるのは「総選挙」とする。

第三条 この法律における政治団体の得票総数の算定については、施行日の直近において行われた通常選挙の直近において行われた通常選挙後、施行日の前日までの間に於いて二以上の政党要件を満たす政治団体が合併した場合において、第五条第一項の規定による届出をするときに当該合併について自治省令で定めるところにより併せて届け出たときは、当該合併に係る存続政治団体にあってはその得票総数に当該合併により解散した政党要件を満たす政治団体の得票総数を加えた数を、当該合併に係る新設政治団体にあっては当該合併により解散した政党要件を満たす政治団体の得票総数を合算した数を、それぞれ当該政治団体の得票総数とみなす。

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 政党要件を満たす政治団体 当該合併の日において次のいずれかに該当していた政治団体をいう。

イ 当該政治団体に所属する衆議院議員又は参議院議員を五人以上有するもの

ロ イに該当する政治団体に所属していない衆議院議員又は参議院議員を有するもので、当該合併の日の直近において行われた総選挙(当該合併の日前に新公職選挙法による総選挙が行われた場合においては、総選挙における小選挙区選出議員又は比例代表選出議員の選挙)又は当該合併の日の直近において行われた通常選挙若しくは当該通常選挙の直近において行われた通常選挙における比例代表選出議員の選挙若しくは選挙区選出議員の選挙における当該政治団体の得票総数が当該選挙における有効投票の総数の百分の二以上であるもの

二 存続政治団体 二以上の政党要件を満たす政治団体が合併した場合において、当該合併後に存続することとされた政治団体で当該合併の日において前号イ又はロのいずれかに該

当していたものをいう。

三 新設政治団体 二以上の政党要件を満たす政治団体が合併した場合において、当該合併により設立された政治団体で、当該設立の日において第一号に該当していたもの又は当該合併により解散した政党要件を満たす政治団体の得票総数を合算した数を当該合併により設立された政治団体の得票総数とみなしたときに同号に該当していたものをいう。

3 第三号第二項の規定は、前項第一号又は口の場合において、第三号第二項中「政党」とあるのは「附則第三号第一項に規定する政党要件を満たす政治団体」と、「の規定」とあるのは、「の規定」当該合併が政治資金規正法の一部を改正する法律（平成六年法律第四号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日前に行われた場合にあつては、同法による改正前の政治資金規正法第六号第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定」と読み替えるものとする。

（政治資金規正法の一部改正）

第四号 政治資金規正法の一部を次のように改正する。

第二十二号の三第一項中「伴わないもの」の下に「及び政党助成法（平成六年法律第五号）第三号第一項の規定による政党交付金（同法第二十七号第一項の規定による特定交付金を含む。）を加える。」

（地方税法の一部改正）

第五号 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十四号第五項中「団地管理組合法人並びに」を「団地管理組合法人、に改め、地縁による団体」の下に「並びに政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成六年法律第 号）第八号に規定する法人である政党又は政治団体」を加える。

第五十二号第二項第三号中「団地管理組合法

人並びに」を「団地管理組合法人、に改め、地縁による団体」の下に「並びに政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第八号に規定する法人である政党又は政治団体」を加える。

第七十二号の五第一項に次の一号を加える。

十一 政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第八号に規定する法人である政党又は政治団体

第二百九十四号第七項、第三百二十二号第三項第三号及び第七百一十一号の三十四号第二項中「団地管理組合法人並びに」を「団地管理組合法人、に改め、地縁による団体」の下に「並びに政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第八号に規定する法人である政党又は政治団体」を加える。

（政党助成法の一部改正）

第六号 政党助成法（平成六年法律第五号）の一部を次のように改正する。

第三号第一項中「政党」を「政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成六年法律第 号）以下、法人格付与法」という。第四号第一項の規定による法人である政党に」に改める。

第十一号第二項に後段として次のように加える。

この場合において、政党は、法人格付与法第四号第一項の規定による法人である政党である旨を証する登記簿の謄本又は抄本を添付しなければならない。

第二十七号第六項中「第十一号第三項中」を「第十一号第二項中「法人である政党」とあるのは「法人である政治団体」と、同条第三項中」に改める。

（自治省設置法の一部改正）

第七号 自治省設置法（昭和二十七年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第十六号第二項を次のように改める。

2 中央選挙管理会の権限、組織、委員の任命

その他の事項については、公職選挙法、最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第三百三十六号）及び政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成六年法律第 号）の定めるところによる。

理由

議会制民主政治における政党の機能及び社会的責務の重要性にかんがみ、政党が財産を所有し、これを維持運用し、その他その目的達成のための業務を運営することに資するため、政党交付金の交付を受ける政党等に法律上の能力を与え、政党の政治活動の健全な発達の促進を図り、もって民主政治の健全な発達に寄与することが必要である。これが、この法律案を提出する理由である。

公職選挙法の一部を改正する法律案に対する併合修正案

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二百五十一号の三（公務員等の選挙の禁止）」を「第二百五十一号の四（当選無効及び立候補の禁止）」と改める。

第二百五十一号の三（公務員等の選挙の禁止）を「第二百五十一号の四（当選無効及び立候補の禁止）」と改める。

第二百五十一号の四（当選無効及び立候補の禁止）を「第二百五十一号の五（当選無効及び立候補の禁止）」と改める。

第二百五十一号の五（当選無効及び立候補の禁止）を「第二百五十一号の六（当選無効及び立候補の禁止）」と改める。

第二百五十一号の六（当選無効及び立候補の禁止）を「第二百五十一号の七（当選無効及び立候補の禁止）」と改める。

第二百五十一号の七（当選無効及び立候補の禁止）を「第二百五十一号の八（当選無効及び立候補の禁止）」と改める。

第二百五十一号の八（当選無効及び立候補の禁止）を「第二百五十一号の九（当選無効及び立候補の禁止）」と改める。

第二百五十一号の九（当選無効及び立候補の禁止）を「第二百五十一号の十（当選無効及び立候補の禁止）」と改める。

に改め、同条第三項第二号中「若しくは第二百五十一号の二」を「第二百五十一号の二若しくは第二百五十一号の三」に改める。

第八十六号第五項第四号中「又は第二百五十一号の二」を「第二百五十一号の二に、」の規定により「を」又は第二百五十一号の三（組織的選挙運動管理者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の立候補の禁止）の規定により」に改め、同条第七項及び第九項第三号中「又は第二百五十一号の二」を「第二百五十一号の二又は第二百五十一号の三」に改める。

第八十六号の四第四項中「又は第二百五十一号の二」を「第二百五十一号の二に、」の規定により「を」又は第二百五十一号の三（組織的選挙運動管理者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の立候補の禁止）の規定により」に改め、同条第九項中「又は第二百五十一号の二」を「第二百五十一号の二又は第二百五十一号の三」に改める。

第八十六号の八第二項中「掲げる者」の下に「又は第二百五十一号の三（組織的選挙運動管理者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の立候補の禁止）第一項に規定する組織的選挙運動管理者等」を加え、同条を「これらの条」に改める。

第九十七号の二第二項中「第二百五十一号（当選人の選挙犯罪による当選無効）」の下に「第二百五十一号の二（総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による当選無効）」を加え、同条第三項中「同項中」の下に「第二百五十一号（当選人の選挙犯罪による当選無効）、第二百五十一号の二（総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の当選無効）若しくは第二百五十一号の三（組織的選挙運動管理者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の当選無効）」を加え、同条第三項中「同項中」の下に「第二百五十一号（当選人の選挙犯罪による当選無効）、第二百五十一号の二（総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の当選無効）若しくは第二百五十一号の三（組織的選挙運動管理者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の当選無効）」とあるのは「第二百五十一号（当選人の選挙犯罪による当選無効）」と、」を加える。

第二百五十一号の二（総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の当選無効）若しくは第二百五十一号の三（組織的選挙運動管理者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の当選無効）」とあるのは「第二百五十一号（当選人の選挙犯罪による当選無効）」と、」を加える。

第二百五十一号の三（組織的選挙運動管理者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の当選無効）若しくは第二百五十一号の四（当選無効及び立候補の禁止）」と改める。

第二百五十一号の四（当選無効及び立候補の禁止）若しくは第二百五十一号の五（当選無効及び立候補の禁止）」と改める。

第二百五十一号の五（当選無効及び立候補の禁止）若しくは第二百五十一号の六（当選無効及び立候補の禁止）」と改める。

第二百五十一号の六（当選無効及び立候補の禁止）若しくは第二百五十一号の七（当選無効及び立候補の禁止）」と改める。

第二百五十一号の七（当選無効及び立候補の禁止）若しくは第二百五十一号の八（当選無効及び立候補の禁止）」と改める。

第二百五十一号の八（当選無効及び立候補の禁止）若しくは第二百五十一号の九（当選無効及び立候補の禁止）」と改める。

第二百五十一号の九（当選無効及び立候補の禁止）若しくは第二百五十一号の十（当選無効及び立候補の禁止）」と改める。

第二百五十一号の十（当選無効及び立候補の禁止）若しくは第二百五十一号の十一（当選無効及び立候補の禁止）」と改める。

第二百五十一号の十一（当選無効及び立候補の禁止）若しくは第二百五十一号の十二（当選無効及び立候補の禁止）」と改める。

第二百五十一号の十二（当選無効及び立候補の禁止）若しくは第二百五十一号の十三（当選無効及び立候補の禁止）」と改める。

第二百五十一号の十三（当選無効及び立候補の禁止）若しくは第二百五十一号の十四（当選無効及び立候補の禁止）」と改める。

第二百五十一号の十四（当選無効及び立候補の禁止）若しくは第二百五十一号の十五（当選無効及び立候補の禁止）」と改める。

第二百五十一号の十五（当選無効及び立候補の禁止）若しくは第二百五十一号の十六（当選無効及び立候補の禁止）」と改める。

第九十八条第一項中「第二百五十一條の二（総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の立候補の禁止）」の下に、若しくは第二百五十一條の三（組織的選挙運動管理者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の立候補の禁止）」を加え、「同条第一項各号に掲げる者若しくは第二百五十一條の三第一項各号に掲げる者若しくは第二百五十一條の三第一項に規定する組織的選挙運動管理者等」に改め、同項に後段として次のように加える。

衆議院名簿登載者で当選人とならなかつたものが、第二百五十一條の二又は第二百五十一條の三の規定により当該選挙と同時に行われた衆議院（小選挙区選出）議員の選挙に係る第二百五十一條の二第一項各号に掲げる者又は第二百五十一條の三第一項に規定する組織的選挙運動管理者等の選挙に関する犯罪によつて当該衆議院（小選挙区選出）議員の選挙に係る選挙区において行われる当該衆議院（小選挙区選出）議員の選挙における公職の候補者となり又は公職の候補者であることができない者となつたときも、また同様とする。

第二百十條第一項中「又は当該公職の候補者を、当該公職の候補者」に、「若しくは」を「若しくは」に改め、「できないこととならないこと」の下に「又は当該公職の候補者であつた者で衆議院（小選挙区選出）議員の選挙における候補者であつたものの当該選挙と同時に行われた衆議院（比例代表選出）議員の選挙における当選が無効とならないこと」を加え、同項ただし書中「当該当選人に」を「当該当選人に」、「又は」を「若しくは」に改め、「あつたとき」の下に「又は当該公職の候補者であつた者で衆議院（小選挙区選出）議員の選挙における候補者であつたものが当該選挙と同時に行われた衆議院（比例代表選出）議員の選挙において当選人と定められ当該当選人に係る第二百五十一條の二第二項（当選人決定の告示）の規定による告示があつたとき」を加え、同条第二項中「当該当選人」を「当該当選人に」、「又は第二百五十一條の三第二

項」を「若しくは第二百五十一條の三第二項に改め、「あつたとき」の下に「又は当該公職の候補者であつた者で衆議院（小選挙区選出）議員の選挙における候補者であつたものが当該選挙と同時に行われた衆議院（比例代表選出）議員の選挙において当選人と定められ当該当選人に係る第二百五十一條の二第二項の規定による告示があつたとき」を加える。

第二百五十一條第一項中「掲げる者」の下に「又は第二百五十一條の三（組織的選挙運動管理者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の当選無効及び立候補の禁止）」第一項に規定する組織的選挙運動管理者等を、「第二百五十一條の二第一項の下に「又は第二百五十一條の三第一項を加え、「又は当該公職の候補者等」を「当該公職の候補者等」に、「若しくは」を「若しくは」に、「できない」を「できず」、又は当該公職の候補者等であつた者で衆議院（小選挙区選出）議員の選挙における候補者であつたものの当該選挙と同時に行われた衆議院（比例代表選出）議員の選挙における当選が無効である」に改め、同項ただし書中「当該当選人に」を「当該当選人に」、「又は」を「若しくは」に改め、「あつたとき」の下に「又は当該公職の候補者等であつた者で衆議院（小選挙区選出）議員の選挙における候補者であつたものが当該選挙と同時に行われた衆議院（比例代表選出）議員の選挙において当選人と定められ当該当選人に係る第二百五十一條の二第二項（当選人決定の告示）の規定による告示があつたとき」を加え、同条第二項中「第二百五十一條の三（公務員等の選挙犯罪による当選無効）」第一項各号を「第二百五十一條の四（公務員等の選挙犯罪による当選無効）」第一項各号に、「第二百五十一條の三第一項」を「第二百五十一條の四第一項」に改める。

第二百十七條中「選挙については、」の下に「第二百五十一條又は第二百五十一條の二の規定による訴訟にあつては」を、「東京高等裁判所」の下に、「第二百五十一條又は第二百五十一條の規定による訴訟にあつては当該公職の候補者であつた者で当該選挙と同時に行われた衆議院（小選挙区選出）議員の選挙にお

る候補者であつたものに係る当該衆議院小選挙区選出議員の選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が所在地を管轄する高等裁判所」を加える。

第二百五十一條の二に次の一項を加える。

4 裁判所の長は、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙における候補者であつた者で当該選挙と同時に行われた衆議院（比例代表選出）議員の選挙における候補者であつたものについて当該衆議院（小選挙区選出）議員の選挙に係る第二項の規定による通知又は前項の規定による送付をする場合には、併せて、中央選挙管理会に、第二項に規定する訴訟が係属しなくなつた旨を通知し、又は前項の判決書の謄本を送付しなければならない。

第二百五十一條の二第一項中「又は第三項」を「若しくは第三項又は第二百五十一條の三（組織的選挙運動管理者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の当選無効及び立候補の禁止）」第一項に、「同条第一項各号に掲げる者」を「第二百五十一條の二第一項各号に掲げる者又は第二百五十一條の三第一項に規定する組織的選挙運動管理者等」に改め、同条第二項中「掲げる者」の下に「又は第二百五十一條の二第一項に規定する組織的選挙運動管理者等」を加え、「同条第一項又は第三項」を「第二百五十一條の二第一項に改め、

第二百五十一條の二第一項中「第二百五十一條の四」を「第二百五十一條の五」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該公職の候補者等であつた者で衆議院（小選挙区選出）議員の選挙における候補者であつたものが、当該選挙と同時に行われた衆議院（比例代表選出）議員の選挙における当選人となつたときは、当該当選人の当選は、無効とする。

第二百五十一條の二第三項中「第二百五十一條の四」を「第二百五十一條の五」に改め、同項に後段として次のように加える。

用する。

第二百五十一條の二第四項中「立候補の禁止」の下に「及び衆議院比例代表選出議員の選挙における当選の無効」を加え、同項第一号及び第二号中「又は前項の規定」を「若しくは前項又は次条第一項の規定」に改め、同条第五項中「前各項の規定」の下に「（第一項後段及び第三項後段の規定並びに前項の規定（衆議院比例代表選出議員の選挙における当選の無効に関する部分に限る。）を除く。）」を加える。

第二百五十一條の四中「前三條」を「前三條に改め、同条第二百五十一條の五とする。

第二百五十一條の三を第二百五十一條の四とし、第二百五十一條の二の次に次の一條を加える。

（組織的選挙運動管理者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の当選無効及び立候補の禁止）

第二百五十一條の三 組織的選挙運動管理者等（公職の候補者又は公職の候補者とならうとする者（以下この条において「公職の候補者等」という。）を意思を通じて組織により行われる選挙運動において、当該選挙運動の計画の立案若しくは調整又は当該選挙運動に従事する者の指揮若しくは監督その他当該選挙運動の管理を行う者（前条第一項第一号から第三号までに掲げる者を除く。）をいう。）が、第二百二十一条（買収及び利害誘導罪）、第二百二十二条（多数買収及び多数利誘導罪）、第二百二十三条（公職の候補者及び当選人に対する買収及び利害誘導罪）又は第二百二十三條の二（新聞紙、雑誌の不法利用罪）の罪を犯し禁錮以上の刑に処せられたときは、当該公職の候補者等であつた者の当選は無効とし、かつ、これらの者は、第二百五十一條の五（立候補の禁止の効果の生ずる時期）に規定する時から五年間、当該選挙に係る選挙区（選挙区がないときは、選挙の行われる区域）において行われる当該公職に係る選挙において公職の候補者となり、又は公職の

候補者であることができない。この場合において、当該公職の候補者等であつた者で衆議院（小選挙区選出）議員の選挙における候補者であつたものが、当該選挙と同時に行われた衆議院（比例代表選出）議員の選挙における当選人となつたときは、当該当選人の当選は、無効とする。

2 前項の規定は、同項に規定する罪に該当する行為が、次の各号のいずれかに該当する場合に、当該行為に関する限りにおいて、適用しない。

一 前項に規定する罪に該当する行為が当該行為をした者以外の者の誘導又は挑発によつてされ、かつ、その誘導又は挑発が前条第一項又は前項の規定に該当することにより当該公職の候補者等の当選を失わせ又は立候補の資格を失わせる目的をもつて、当該公職の候補者等以外の公職の候補者等その他その公職の候補者等の選挙運動に従事する者と思意を通じてされたものであるとき。

二 前項に規定する罪に該当する行為が前条第一項又は前項の規定に該当することにより当該公職の候補者等の当選を失わせ又は立候補の資格を失わせる目的をもつて、当該公職の候補者等以外の公職の候補者等その他その公職の候補者等の選挙運動に従事する者と思意を通じてされたものであるとき。

三 当該公職の候補者等が、前項に規定する組織的選挙運動管理者等が同項に規定する罪に該当する行為を行うことを防止するため相当の注意を怠らなかつたとき。

3 前二項の規定（第一項後段の規定及び前項の規定（衆議院比例代表選出議員の選挙における当選の無効に関する部分に限る。）を除く。）は、衆議院（比例代表選出）議員又は参議院（比例代表選出）議員の選挙については、適用しない。第二百五十三條の二第一項中「第二百五十一條の二（総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の当選無効及び立候補の禁止）」

補の禁止）第一項各号に掲げる者の下に「若しくは第二百五十一條の三（組織的選挙運動管理者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の当選無効及び立候補の禁止）第一項に規定する組織的選挙運動管理者等」を加え、「第二百五十一條の三（公務員等の選挙犯罪による当選無効）第一項各号」を「第二百五十一條の四（公務員等の選挙犯罪による当選無効）第一項各号」に改める。

第二百五十四條中「第二百五十一條の二（総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の当選無効及び立候補の禁止）」

第一項各号に掲げる者の下に「若しくは第二百五十一條の三（組織的選挙運動管理者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の当選無効及び立候補の禁止）第一項に規定する組織的選挙運動管理者等」を加え、「第二百五十一條の三（公務員等の選挙犯罪による当選無効）第一項各号」を「第二百五十一條の四（公務員等の選挙犯罪による当選無効）第一項各号」に改め、「当該議会の議長」の下に「衆議院（小選挙区選出）議員の選挙における候補者であつた者で当該選挙と同時に行われた衆議院（比例代表選出）議員の選挙における候補者であつたものに係る第二百五十一條の二第一項各号に掲げる者、第二百五十一條の三第一項に規定する組織的選挙運動管理者等又は出納責任者が刑に処せられた場合においては中央選挙管理会に」を加える。

第二百五十四條の二第三項に後段として次のように加える。

衆議院（小選挙区選出）議員の選挙における候補者であつた者で当該選挙と同時に行われた衆議院（比例代表選出）議員の選挙における候補者であつたものに同項の規定による通知が行われた場合においては、中央選挙管理会に、併せて通知しなければならない。

附則
（施行期日）
第一条 この法律は、公職選挙法の一部を改正する法律（平成六年法律第二号）の施行の日から施行する。

行する。

（適用区分等）

第二条 この法律による改正後の公職選挙法の規定は、衆議院議員の選挙についてはこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後初めてその期日を公示される総選挙から、参議院議員の選挙については施行日以後その期日を公示され又は告示される選挙から、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙については平成七年三月一日以後その期日を告示される選挙から適用する。

2 施行日の前日までにその期日を公示された衆議院議員の総選挙、施行日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日の前日までにその期日を告示される衆議院議員の選挙、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された参議院議員の選挙並びに平成七年三月一日前にその期日を告示される地方公共団体の議会の議員及び長の選挙については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした行為については、なおこの法律による改正前の公職選挙法第十六章の規定の例による。

（漁業法の一部改正）
第三条 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第九十四條第一項中「第二百五十一條の三」の下に「第二百五十一條の四」を加え、同項の表第二項第二十四條の二第一項の項中「同条第一項各号」を「第二百五十一條の二第一項各号」に、「同条第一項第一号、第三号及び第四号」を「第二百五十一條の二第一項第一号、第三号及び第四号」に改める。

二十四條の二第二項の項中「同条第一項各号」を「第二百五十一條の二第一項各号」に、「同条第一項第一号、第三号及び第四号」を「第二百五十一條の二第一項第一号、第三号及び第四号」に改める。

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案
地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律

（選挙期日）
第一条 平成七年三月一日から同年五月三十一日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体（都道府県、市町村及び特別区に限る。以下同じ。）の議会の議員又は長の任期満了による選挙の期日は、当該選挙を同年二月二十八日以前に行う場合を除き、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十三條第一項の規定にかかわらず、都道府県及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二條の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の議会の議員及び長の選挙にあつては平成七年四月九日、指定都市以外の市、町村及び特別区の議会の議員及び長の選挙にあつては同月二十三日とする。

2 前項の地方公共団体の議会の議員又は長について、任期満了による選挙以外の選挙を行うべき事由が生じた場合において、公職選挙法第三十三條第二項又は第三十四條第一項の規定により当該選挙を行うべき期間が平成七年四月一日以後にかかり、かつ、当該期間が次条各号に掲げる選挙の区分に応じ当該各号に定める日の前日までに始まるときは、当該選挙を同年二月二十八日以前に行う場合を除き、当該選挙の期日は、同法第三十三條第二項又は第三十四條第一項の規定にかかわらず、それぞれ前項に規定する期日とする。

3 第一項の地方公共団体の議会の議員又は長は、

外の地方公共団体の議会の議員又は長について、選挙を行うべき事由が生じた場合において、公職選挙法第三十三条第二項若しくは第三項又は第三十四条第一項の規定により当該選挙を行うべき期間が平成七年四月一日以後にかかり、かつ、当該期間が次条各号に掲げる選挙の区分に応じ当該各号に定める日前十日まで開始するときは、当該選挙を同年二月二十八日以前に行う場合を除き、当該選挙の期日は、同法第三十三条第二項若しくは第三項又は第三十四条第一項の規定にかかわらず、それぞれ第一項に規定する期日とする。

(告示の期日)

第二条 前条の規定により行われる選挙の期日は、公職選挙法第三十三条第五項及び第三十四条第六項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる選挙の区分に応じ当該各号に定める日に告示しなければならない。

一 都道府県知事選挙 平成七年三月二十三日

二 指定都市の長の選挙 平成七年三月二十六日

三 都道府県及び指定都市の議会の議員の選挙 平成七年三月三十一日

四 指定都市以外の市及び特別区の議会の議員及び長の選挙 平成七年四月十六日

五 町村の議会の議員及び長の選挙 平成七年四月十八日

(同時選挙)

第三条 第一条の規定により行われる都道府県の議会の議員の選挙及び都道府県知事選挙又は市町村若しくは特別区の議会の議員の選挙及び市町村若しくは特別区の長の選挙は、それぞれ公職選挙法第十九条第一項の規定により同時に行う。

2 第一条の規定により行われる指定都市の議会の議員又は長の選挙及び当該指定都市の区域を包括する都道府県の議会の議員又は長の選挙は、公職選挙法第十九条第二項の規定により

同時に行う。

(重複立候補の禁止)

第四条 第一条の規定により平成七年四月九日に行われる選挙において公職の候補者となつた者は、当該選挙区(選挙区がないときは、選挙が行われる区域)の全部又は一部を含む区域について同条の規定により同月二十三日に行われる選挙における公職の候補者となることができない。

2 前項の規定により公職の候補者となることができない者は、公職選挙法第六十八条第三項第二号(同法第四十六条の二第二項の規定により変更して適用することとされる場合を含む)及び第八十六条の四第九項の規定の適用については、同法第八十七条第一項の規定により公職の候補者となることができない者とみなす。

(寄附等の禁止期間)

第五条 第一条第一項の規定により行われる選挙(平成七年三月三十一日以後に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙に限る)について、公職選挙法第九十九条の二及び第九十九条の五の規定を適用する場合には、同法第九十九条の二第一項に規定する期間及び同法第九十九条の五第一項から第三項までに規定する一定期間とは、同条第四項の規定にかかわらず、第一条第一項の規定によるそれぞれの選挙の期日前九十日に当たる日から当該選挙の期日までの間とする。

(共済給付金の特例)

第六条 市町村(特別区を含む。以下この条において同じ)の議会の議員が第一条の規定により行われる都道府県の議会の議員の選挙における公職の候補者となるため平成七年三月三十一日に退職した場合又は同日に当該公職の候補者としての届出がされたことにより公職選挙法第九十条の規定により当該市町村の議会の議員の職を辞したものとみなされた場合であつて、政令で定める場合におけるその者に係る地方公務員

等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)第百五十八条に規定する共済給付金については、その者は、当該市町村の議会の議員の任期満了の日(その日が平成七年四月九日以後であるときは、同月八日)まで引き続き当該議員として在職したものとみなす。

(政令への委任)

第七条 第二条から前条までに規定するもののほか、第一条の規定により地方公共団体の議会の議員及び長の選挙が行われることに伴い必要とされる事項については、政令で必要な規定を設けることができる。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行の日から公職選挙法の一部を改正する法律(平成六年法律第二号)の施行の日(前日までの間においては、第四条第二項中「第六十八条第三項第二号」とあるのは「第六十八條第一項第二号」と、「第八十六条の四第九項」とあるのは「第八十六條第九項」とする。

理由

全国多数の地方公共団体の議会の議員又は長の任期が平成七年三月、四月又は五月中に満了することとなる実情にかんがみ、これらの選挙の円滑な執行と経費の節減を図るため、これらの選挙の期日を統一するとともに、これに伴う公職選挙法の特例を定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成六年十一月十六日印刷

平成六年十一月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D